

平成22年11月宮崎県定例県議会
環境農林水産常任委員会会議録
平成22年12月 1日～ 2日

場 所 第4委員会室

平成22年12月1日（水曜日）

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 平成22年度宮崎県一般会計補正
予算（第8号）

○議案第7号 宮崎県における事務処理の特例
に関する条例の一部を改正する
条例

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて（別紙1）
- 環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・宮崎県森林・林業長期計画の策定について
 - ・宮崎県環境計画の策定について
 - ・宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画の策定に
ついて
 - ・エコクリーンプラザみやざき問題について
 - ・県産材利用推進に関する基本方針の改正につ
いて
 - ・第七次宮崎県農業・農村振興長期計画素案に
ついて
 - ・第五次宮崎県水産業・漁村振興長期計画素案
について
 - ・口蹄疫からの経営再開に向けた取組状況等に
ついて
 - ・韓国における口蹄疫及び島根県における高病
原性鳥インフルエンザについて

出席委員（9人）

委員 長 十屋 幸平
副委員 長 河野 安幸
委員 緒嶋 雅晃
委員 福田 作弥

委員 星原 透
委員 権藤 梅義
委員 徳重 忠夫
委員 高橋 透
委員 岩下 斌彦

欠席委員（なし）

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長 吉瀬 和明
環境森林部次長
（総括） 豊島 美敏
環境森林部次長
（技術担当） 黒木 由典
部参事兼
環境森林課長 金丸 政保
計画指導監 佐藤 浩一
環境管理課長 橋本 江里子
循環社会推進課長 福田 裕幸
自然環境課長 森 房光
森林整備課長 河野 憲二
山村・木材振興課長 徳永 三夫
みやざきスギ
活用推進室長 小林 重善
工事検査監 水垂 信一

農政水産部

農政水産部長 高島 俊一
農政水産部次長
（総括） 緒方 哲
農政水産部次長
（農政担当） 押川 延夫
農政水産部次長
（水産担当） 関屋 朝裕
農政企画課長 上杉 和貴
ブランド・
流通対策室長 加勇田 誠
地域農業推進課長 山之内 稔
連携推進室長 山内 年

営農支援課長	井上裕一
農業改良対策監	戸高憲幸
消費安全企画監	工藤明也
農産園芸課長	郡司行敏
畜産課長	児玉州男
家畜防疫対策監	岩崎充祐
農村計画課長	三好亨二
国営事業対策監	宮下敦典
農村整備課長	宮川賢治
工事検査監	溝口博敏
水産政策課長	鹿田敏嗣
漁業調整監	成原淳一
漁港漁場整備課長	山田卓郎
漁港整備対策監	永野 広
総合農業試験場長	串間秀敏
県立農業大学校長	服部修一
畜産試験場長	紺家久資
水産試験場長	那須 司

事務局職員出席者

議事課主査	花畑修一
政策調査課主査	坂下誠一郎

○十屋委員長 ただいまから、環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時2分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○吉瀬環境森林部長 おはようございます。環境森林部長の吉瀬でございます。座って説明させていただきます。

初めに、常任委員会の委員の皆様には、先日、エコクリーンプラザみやざきの浸出水調整池補強工事につきまして、現地まで出向いていただき、直接、浸出水調整池の底面などのひび割れの状況等を確認していただくとともに、その補修方法案について聴取いただいたところでございます。県といたしましては、引き続き、住民の皆様のお安全確保を最優先に考えながら、補強工事の一刻も早い完成を目指してまいりますので、委員の皆様のお理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております委員会資料の表紙をごらんいただきたいと思っております。本日は、予算議案が1件、特別議案が1件、その他の報告事項が5件でございます。

それでは、めくっていただきまして、1ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、Iの予算議案といたしまして、議案第1号「平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第8号）」についてでございます。

(1)の表でございますが、平成22年度環境森林部歳出予算を課別にまとめたものでございます。今回の補正につきましては、一般会計の表の中ほど、補正額Bの欄の小計のところにおかけしてございますけれども、11億4,566万4,000円の増額をお願いしてございまして、補正後の一般会計予算額は270億9,013万8,000円となりま

す。したがって、補正後の環境森林部の予算額は、表の一番下、補正後の額のCの列の合計の欄にございますように、277億1,481万3,000円となります。

次に、(2)平成22年度繰越明許費の補正の追加一覧表でございますが、この表は、議案第1号に關します繰越明許費を課別に集計したものでございまして、工法の検討や用地交渉等に日時を要したことなどの理由によりまして工期が不足し、翌年度への繰り越しをお願いするものでございます。内容につきましては、自然環境課ほか2課の所管事業をあわせまして、表の一番下の合計の欄にありますように、16カ所、7億6,079万7,000円でございます。

それでは、再度表紙に戻っていただきたいと思ひます。Ⅱの特別議案といたしまして、1の議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に關する条例の一部を改正する条例」をお願いしております。現在、市町村の希望・選択による権限移譲を進めているところでございますが、住民の利便性の向上、事務処理の効率化等の観点から、知事の権限に属する事務のうち市町村から希望がありました事務を、今回新たに移譲するために関係規定の改正を行うものでございます。環境森林部関係では、(1)の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に關する法律に基づく事務を初め、合わせて4つの法律案に基づく事務を今回市町村に移譲いたします。

次に、Ⅲのその他の報告事項につきましては、1の宮崎県森林・林業長期計画の策定を初め、合わせて5項目について報告いたします。なお、資料にはございませんけれども、平成18年度に導入されました森林環境税につきまして、適用期間が今年度までとされておりますが、税の適用期間をさらに5年間延長するための条例改正

案を今議会に提出させていただいております。この条例改正案につきましては、総務政策常任委員会において御審議いただくことになっておりますので、申し添えさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。詳細につきましては、担当課・室長から御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○森自然環境課長 自然環境課の11月補正予算について御説明をさせていただきます。

お手元の平成22年度11月補正歳出予算説明資料の青いインデックス、自然環境課のところ、ページでいいますと29ページをお開きください。今回の補正予算は、表の左から2番目の補正額にありますように、一般会計で4,530万円の増額補正をお願いしております。この結果、自然環境課の補正後の予算は、表の右から3番目に上げておりますように、46億6,499万1,000円となります。

それでは、補正内容について御説明いたします。1枚めくっていただきまして31ページをお開きください。上から4段目の(目)林業振興指導費、その下の(事項)森林づくり応援団育成・支援事業費で30万円の増額をお願いしております。これは、森林づくりの資材提供、具体的には、広葉樹のポット苗を民間企業の寄附を受け入れまして実施するものでございます。

次に、中ほどの(目)治山費、その下の(事項)山地治山事業費で204万9,000円の増額、また、その下の(事項)保安林整備事業費で4,295万1,000円の増額をお願いしております。これはいずれも、説明の欄にございますように、国の経済危機対応・地域活性化予備費使用に伴いまして、高千穂町元越地区ほか8市町村の保安林12カ所、80ヘクタールにおきまして、間伐などの森林整備を実施するものでございます。

引き続きまして、自然環境課からの提出議案について御説明いたします。

お手元の環境農林水産常任委員会資料の5ページをお開きください。議案第7号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてでございます。

改正の理由でございますが、住民の利便性の向上と事務処理の効率化などの観点から、知事の権限に属する事務を希望市町村に移譲するため、関係規定の改正を行うものでございます。

まず、(1)の鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律関係の事務の移譲についてでございます。

①の移譲する事務の内容及び移譲市町村につきましては、条例別表2の2に規定する事務、愛玩鳥類——具体的にはメジロでございますが——及び傷病鳥獣の捕獲の許可に、改正の欄にありますように都農町を追加しまして、合わせて17市町村とするものでございます。また、右の6ページ、条例別表2の3に規定する事務、販売禁止鳥獣等の販売の許可に——具体的にはヤマドリでございますが——延岡市と日向市、都農町の3つの市と町を追加しまして、合わせて15市町村とするものでございます。

②の施行期日につきましては、平成23年4月1日から施行する予定としております。

次に、(2)の鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則関係の事務の移譲についてであります。

①の移譲する事務の内容及び移譲市町村につきましては、同じページの上の表、2の3の関係の事務を、今回権限移譲することに伴いまして発生する事務、具体的には販売許可証の住所の変更の届け出などの事務を、同じく延岡市、日向市及び都農町を追加しまして、合わせて15

市町村とするものでございます。

施行期日につきましては、同じく平成23年4月1日から施行する予定としております。

次に、7ページでございますが、(3)の自然公園法関係の事務の移譲についてでございます。

①の移譲する事務の内容及び移譲市町村につきましては、条例別表の4の2に規定する事務に、国定公園内の特別地域等において利用者に著しく迷惑をかける行為に対し、やめることを指示ができる事務を、宮崎市及び日向市に追加するものでございます。この事務につきましては、今年4月1日に自然公園法が改正されて、これに伴いまして追加された事務でございます。

②の施行期日につきましては、平成23年4月1日から施行する予定としております。

次に、(4)の宮崎県立自然公園条例関係の事務の移譲についてでございます。自然公園法の改正に伴いまして、県の条例を本年6月15日付で改正しております。この改正に伴いまして、8ページの別表5の2に規定する事務に、県立自然公園内の特別地域等において利用者に著しく迷惑をかける行為に対し、やめることを指示ができる事務を、国定公園と同様に、宮崎市に追加するものでございます。なお、事務の移譲は宮崎市のみとなっておりますが、これは日向市に県立自然公園が存在しないことによるものでございます。

②の施行期日につきましては、平成23年4月1日から施行する予定としております。

自然環境課からは以上でございます。

○河野森林整備課長 森林整備課でございます。当課の11月補正予算について御説明いたします。

歳出予算説明資料の青いインデックス、森林整備課のところでございます。33ページをお開

きください。今回の補正予算は、表の左から2列目の補正額にありますように、一般会計で6億4,336万4,000円の増額をお願いしております。この結果、森林整備課の補正後の予算額は、118億9,264万3,000円となります。

それでは、補正内容について御説明いたします。1枚めくっていただきまして35ページをごらんください。4段目の(目)造林費の(事項)森林整備事業費で、造林・間伐などを実施する経費といたしまして、2億7,598万6,000円の増額を、また、その下の(目)林道費の(事項)山のみち地域づくり交付金事業費で、林道の開設経費として1億6,237万8,000円の増額をお願いしておりますが、これはいずれも国庫補助決定に伴うものであります。

次に、その下、(事項)県単林道事業費で2億500万円の増額をお願いしておりますが、この事業は、後ほど山村・木材振興課のほうから説明がありますが、今回、積み増しの補正をお願いしております宮崎県森林整備加速化・林業再生基金を財源といたしまして、間伐など森林整備のために必要な中核作業道の整備を行うものであります。

森林整備課からは以上でございます。

○徳永山村木材振興課長 山村・木材振興課の22年度11月補正について御説明いたします。

予算説明資料の37ページ、山村・木材振興課のところをお願いいたします。今回の補正予算は、表の左から2列目の補正額にありますように、一般会計で4億5,700万の増額をお願いしております。この結果、補正後の額は、右から3列目の欄にありますように、58億4,992万2,000円となります。

それでは、補正内容について御説明いたします。39ページをお開きください。上から5段目

の(事項)林業・木材産業構造改革事業費であります。これは国の経済危機対応・地域活性化予備費使用による補正でございます。事業内容につきましては、常任委員会資料によりまして御説明させていただきます。恐れ入りますが、常任委員会資料の3ページをお開きください。

事業名は、森林整備加速化・林業再生事業であります。

まず、1の事業目的であります。この事業は、昨年の国の経済危機対策により創設いたしました森林整備加速化・林業再生基金を財源といたしまして、間伐等の森林整備の加速化や林業・木材産業等の再生を目指すものであります。

次に、2の事業の概要であります。予算額は、山村・木材振興課、森林整備課合わせまして6億6,200万円をお願いしております。その内訳であります。①にありますように、国からの補助金3億3,100万円を基金に積み立てるものであります。この結果、補正後の基金の残高は30億3,696万7,000円となります。これをこれから執行していくということになります。また、②の基金事業につきましては、事業執行に必要な3億3,100万円を歳出予算として計上するものであります。

(4)の事業内容であります。本事業は、①から⑦の事業を実施しておりますが、今回の補正では、太字にしております③の作業道など林内路網の整備、④の高性能林業機械、木材加工施設の整備を支援するという内容でございます。

山村・木材振興課からは以上でございます。

○佐藤計画指導監 常任委員会資料の9ページをお開きいただきたいと思います。その他の報告事項といたしまして、1に書いてありますように、宮崎県森林・林業長期計画の策定につき

まして御説明いたします。

まず、(1)の計画素案に係る意見聴取の状況です。表の2段目にございますように、9月16日の常任委員会で計画素案につきまして御説明いたしましたけれども、その後、林業団体との意見交換や、市町村への意見照会、パブリックコメント手続などを行ってきたところでございます。

次に、(2)の計画素案からの主な修正であります。森林審議会の長期計画部会や常任委員会、パブリックコメント手続等での御意見を踏まえまして、素案の修正を行いますとともに、計画の全体構成図などを追加したところでございます。

次に、(3)の今後の予定でございますけれども、12月の森林審議会での計画案の審議を経て来年1月に答申をいただき、2月議会に議案として提出する予定といたしております。

続きまして、別添資料につきまして若干御説明をいたしたいと思っております。資料1、「宮崎県森林・林業長期計画素案に対する意見への対応について」でございますが、よろしいでしょうか。

資料1の1ページは、森林審議会の第2回長期計画部会で出されました御意見、めくっていただきまして3ページは、9月県議会の常任委員会で出されました御意見、4ページ以降につきましては、関係団体等から出されました御意見に対する対応でございます。

それでは、資料1の3ページの、9月県議会の常任委員会で出されました計画素案の修正に係る主な御意見への対応につきまして説明いたします。ただいまの資料1の3ページをごらんください。

まず、第1番目でございますけれども、計画をつくる以上は、これだけの予算でこれぐらい

できるといった内容にすべきではないかという御意見でございました。計画は長期に及びますため、計画と予算をリンクさせることは困難であると考えておりますけれども、戦略プロジェクトを中心に今後の施策を展開してまいりたいと思っております。

それから、2番目でございますけれども、生シイタケの施設栽培を推進してほしいという御意見でございました。恐れ入りますけれども、ここからは資料1と、お手元の資料2、ちょっと分厚うございますが、「宮崎県森林・林業長期計画」をあわせてごらんいただきたいと思います。今の意見を踏まえまして、資料2の39ページをお開きください。一番上に特用林産の振興と書いてございますけれども、ページの中ほど、具体的な施策の(1)しいたけの生産振興と販路の拡大のところの④をごらんいただきたいと思います。この中で、「原木や菌床栽培による」しいたけ生産の規模拡大という表現に修正したところでございます。

それから、3番目につきましては、毎年の数値目標の進捗を県議会に報告するというのを計画に入れるべきではないかという御意見でございます。この御意見を踏まえまして、同じく資料2の68ページをお願いいたします。下から2行目になりますけれども、計画の進行管理の中で、「ホームページなどを活用して、県民等に公表します」という表現に修正したところでございます。なお、県民の代表であります県議会に対しましても、当然、計画の進捗状況等を報告する必要があると考えておるところでございます。

なお、その他の御意見に対する対応につきましては、割愛させていただきます。

続きまして、委員会資料に戻っていただきま

して、9ページの(2)の②にありますその他の修正につきまして、再び資料2の中で説明したいと思います。恐れ入りますが、資料2をごらんいただきたいと思います。目次の次のページをお開きください。全体の構成をわかりやすくするために見開きで、宮崎県森林・林業長期計画全体構成図を新たに追加したところがございます。

続きまして、48ページをお願いします。第5章の戦略プロジェクトにつきましては、それぞれのプロジェクトごとに年度ごとの工程表を追加しております。

最後に69ページをお願いいたします。ここでは、資料編といたしまして、主な目標値の考え方、用語集、計画策定の経過等を追加することにいたしております。

私からの説明は以上でございます。

○金丸環境森林課長 常任委員会資料の10ページをお願いいたします。宮崎県環境計画の策定につきまして御説明を申し上げます。

(1)の表の2段目にありますように、9月16日の常任委員会で計画素案につきまして御説明をいたしました。その後、パブリックコメント手続や市町村への意見照会を行ったところがございます。

そして、(2)にありますように、環境審議会、県議会の常任委員会、パブリックコメント手続での御意見を踏まえまして、素案の修正を行いますとともに、その他、素案の段階では記述をしておりませんでした環境指標、循環型社会推進計画、重点プロジェクト、農畜産業のグリーン化プロジェクトにつきまして、追加記述させていただきます。

(3)の今後の予定でございますが、12月に新しく追加いたしました項目に係るパブリック

コメント手続を行った上で、来年1月に環境審議会からの答申をいただき、2月議会に議案として提出する予定といたしております。

続きまして、別添資料に基づきまして御説明を申し上げます。資料3をお願いいたします。1ページが環境審議会で出されました御意見、2ページが9月のこの常任委員会で出されました御意見、3ページ以下がパブリックコメント手続で出されました御意見に対する対応でございます。

1ページをごらんいただきますと、まず、1番で、これは環境審議会での御意見でございますが、県民、団体、事業者の役割、当初、「期待されます」という表現で書いておりましたが、これを「求められます」という積極的な表現にすべきではないかという御意見がありまして、そのように修正をいたしております。

2番目でございますが、アンケートの実施時期、対象者数の概要を記載する必要があるのではないかという御意見がありまして、そのようにいたしております。

以下は、記載のとおりでございます。

2ページをお願いいたします。県議会の9月の常任委員会で出されました御意見でございます。

1番目が、計画の期間につきまして、10年ではなくて5年ぐらいにすべきではないかという御意見でございました。回答の欄の真ん中あたりでございますが、環境指標につきまして、より短期の目標を設定することが適切な指標につきましては、5年間の中期目標を設定したところがございます。また、環境計画の第5章でございますが、重点プロジェクトを記載しております。ここでは、5年間で実施する施策である旨を明確に新たに記述したところがございます。

2番目が、現行計画の進捗状況に対する評価を記載すべきではないかという御意見でございます。回答の欄にございますように、現行計画に86項目の環境指標がありまして、現時点で22年度までの目標達成について評価することはできませんが、把握できる最新の年度までのデータを新たに記述したところがございます。

3番目が、温室効果ガスの削減目標につきまして、国の計画との整合性をとる必要があるのではないかという御意見でございます。回答の欄にございますように、今回定めました温室効果ガスの削減目標につきまして、環境省が定めておりますマニュアルに従った設定といたしております。

4番目が、木造住宅に太陽光発電を設置した場合に補助するといったようなことを記述すべきではないかという御意見がございました。回答の欄の後段のところがございますように、御意見につきましては、具体的な施策を構築する際の一つといたしまして検討してまいりたいというふうに考えております。

3ページ以下に、パブリックコメントについての対応状況を記載しております。内容が多岐に上りますので、ここでは説明を割愛させていただきます。県のホームページにこれと同じものを掲載しているところがございます。

続きまして、資料4、環境計画の原案をお開きいただきたいと思います。57ページをお願いいたします。温室効果ガスの削減目標についてでございます。素案の段階では空欄といたしておりました削減目標につきまして、まず、2020年度（平成32年度）の削減目標を、1990年度（平成2年度）比で52%の削減、2050年度の削減目標を1990年度比で87%の削減としております。設定の考え方につきましては、このページの下の

のほうに赤い文字で記述しておるところでございますが、詳細の説明は省略いたしますが、環境省が定めておりますマニュアルに従って設定をいたしております。

続きまして、141ページをお願いいたします。重点プロジェクトのうち、農畜産業のグリーン化プロジェクトでございます。（2）のプロジェクトの施策展開にありますように、まず、農畜産業における環境保全対策では、太陽光あるいは太陽熱など自然エネルギーの利用促進、木質ペレットなど省エネルギー化を通じた温室効果ガスの排出量抑制に取り組む旨、記述いたしております。また、埋却地のモニタリング、環境対策につきましては、口蹄疫に係る家畜の埋却地及び周辺地域での悪臭・地下水汚染につきまして、継続的な監視を行っていく旨、記述いたしております。

私からは以上でございます。

○福田循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。私からは3つの事項について報告をさせていただきます。

まず、宮崎県環境計画原案のうち、当課が所管しております廃棄物及び循環型社会の形成に係る分について、前回9月の常任委員会で提出させていただいた素案から追加修正させていただいておりますので、その内容等につきまして説明させていただきます。

別添資料4、宮崎県環境計画原案をごらんください。1ページ、計画策定の経緯・趣旨の部分をお開きいただきたいと思います。取消線を引いた行を除きまして下から7行目からごらんください。ただいま環境森林課長より説明がありましたように、現在、策定から5年が経過した宮崎県環境基本総合計画を見直しているところではありますが、同様に、県が廃棄物処理法に

基づきまして策定しております宮崎県廃棄物処理計画の第2期計画も5年を経過しまして改訂の時期を迎えておりますので、これを、廃棄物の適正処理と本県の地域性を生かした循環型社会の形成を一体的に推進することを目的とした宮崎県循環型社会推進計画として見直しまして、両計画を統合した形で、宮崎県環境計画として策定することといたしました。

循環型社会推進計画の中には、廃棄物処理法が求める事項を記載する必要があるため、廃棄物に関するデータの収集や分析、今後の予測や目標設定等のための作業に時間を要しましたことから、本日の提出となりました。御理解いただけますようよろしくお願いいたします。

次に、資料の30ページをごらんください。ここから、第2章の5、環境分野別の現状と課題の中の5-3廃棄物の部分になるわけでございます。ここでは、前回の素案から、34ページにあります一般廃棄物の目標達成度や、38ページにあります産業廃棄物の目標達成度など、現計画である第2期廃棄物処理計画の進捗状況等に関する記述を新たに追加しております。

次に、85ページをごらんください。ここから105ページにかけまして、第4章環境分野別の施策の展開の3、循環型社会の形成の部分になりますが、この部分を宮崎県循環型社会推進計画と位置づけ、全面的に追加修正しております。

まず、(1)物質フローについてでございますが、86ページの図4-2「本県の物質フロー」をごらんください。循環型社会を構築するためには、県内の物質の出入りや物質循環の状況について把握する必要があると考え、今回、入り口、循環、出口の3つの局面でとらえ、数量的に示した物質フローの模式図を初めて作成いたしました。本県の物質の出入りや資源循環の状

況を数値によりわかりやすく理解していただく上で有用と考えております。

また、同じ86ページの表4-1「物質フローに関する国と本県の指標」の左から3列目、循環利用率の下の段をごらんください。循環利用率は、総物質投入量のうちどの程度循環利用された資源が投入されているかを示す指標ですが、本県は23.9%となっており、全国と比べまして高い割合で資源の再利用、再生利用が行われていることがわかります。

次に、88ページをごらんください。(2)循環型社会の形成に向けた基本方針であります。ゴシック体で記述しておりますが、4Rの推進と地域性を生かした循環型社会の形成、環境にやさしい製品の利用促進という2つの基本方針を示しております。特に、本県では、木質資源や家畜排せつ物を初めとする豊富なバイオマス資源を有しており、これまでも堆肥化や熱源利用等が進んでおりますが、これをさらに促進するとともに、いまだ利用の進んでいないあるいは低利用の循環資源に着目し、地域性を生かした本県らしい循環システムの構築を目指してまいりたいと考えております。

次の89ページ以降に、4Rの推進と地域性を生かした循環型社会の形成という基本方針に沿って展開する施策の方向について記載しております。

次に、94ページをごらんください。(3)環境指標(数値目標)としまして、物質フローの循環利用率、一般廃棄物や産業廃棄物の排出量や再生利用量など、12の項目を設定しております。次の95ページ以降に、数値目標の考え方について整理しております。数値目標設定に当たりましては、廃棄物の排出量の将来予測や再生利用量、最終処分量等の処理・処分の見込みを立て

るとともに、国の循環型社会形成推進基本計画や、廃棄物の適正な処理に関する国の基本方針等を踏まえながら、国内の循環利用率や廃棄物の発生抑制等に関する目標値等を定めております。

宮崎県環境計画のうち、循環型社会の形成に係る分の説明は以上です。

続きまして、宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画の策定につきまして御説明いたします。委員会資料の11ページをお開きください。

(1)の趣旨でございますが、平成21年7月に施行されました海岸漂着物処理推進法に基づきまして、海岸漂着物の円滑な処理及び発生抑制等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、本県の特性を踏まえた地域計画を策定するものであります。

(2)の計画の概要であります。②計画の内容としまして、アからウに記載のとおりであります。別記としまして12ページに計画の構成案を記載しておりますので、そちらをごらんください。これは、国が示した基本的な構成案に沿った形のものであります。

地域計画では、まず、1、計画の目的、2、宮崎県の海岸の現状を整理し、3、海岸漂着物対策の基本方針では、海岸漂着物の円滑な処理と発生抑制を柱に対策の基本方針を定めることとしております。その上で、4、県内の海岸のうち、重点的に漂着物対策を推進する必要がある区域を重点区域として設定しますとともに、5になります。その重点区域に漂着した漂着物の処理対策や発生抑制に関する取り組み等について定めることとしております。

委員会資料の11ページに戻っていただきまして、③の重点区域の選定基準につきましては、海岸をアからエまでの基準に照らして総合的に

評価し、重点区域として選定することとしております。例えばアの台風等により海岸漂着物が堆積する区域につきましては、本県ではこれまで、台風災害等により大量の流木等が海岸に漂着した事例が発生しており、その円滑な処理対策を講じることが海岸漂着物対策の重要な課題であることから、過去の漂着状況を踏まえ、選定してまいりたいと考えております。また、エのその他必要と認められる区域につきましては、アからウ以外で海岸管理者や市町村などから選定の要望があった場合、必要と認められる区域を想定しております。

④の宮崎県海岸漂着物対策推進協議会でございますが、地域計画に関する協議を行うため、学識経験者、県漁連、NPO等の民間団体、関係市町村、県の関係課など16名の委員で組織した協議会を設置しております。これは法律により設置を求められているものであります。第1回目の協議会を8月23日に開催し、地域計画策定の方向性等について協議したところであります。

次に、(3)の計画策定のスケジュールでございます。現在、実態調査を終えて、重点区域等に関しまして海岸管理者や市町村等に意見を照会しているところでございますが、今後は、今月中に第2回の協議会を開催し、その後、パブリックコメントを実施することとしております。その後、2月に第3回の協議会で計画案を決定し、2月議会におきまして当計画を説明させていただき、御意見を賜ることとしております。その上で、3月に県といたしまして地域計画を決定し、公表する予定にしております。

宮崎県海岸漂着物対策推進地域計画についての説明は以上であります。

最後に、エコクリーンプラザみやざき問題に

ついて御報告いたします。委員会資料の13ページをお開きください。

まず、(1)の浸出水調整池補強工事の進捗状況についてであります。8月末までに第1—1水槽(6,000立方メートル)と第1—2水槽(8,000立方メートル)の本体補強工事が完了したところですが、水張り試験に向けた作業中の9月上旬に、幅0.05ミリから0.35ミリの多数のひび割れが確認されたことから、公社では工事を中断し、専門家による調査を実施いたしました。ひび割れの発生原因及び補修方法等につきましては、③にありますように、11月4日に当委員会で現地視察をしていただいた際に、公社が委員の皆様にご説明したとおりでございます。現在、公社は、専門家の意見等に基づきひび割れの補修作業を行っているところですが、このような状況から、11月までに完了する予定であった補強工事は工期を延長せざるを得なくなっているところであります。なお、工期につきましては、現在、施工業者と協議中であり、完成時期については現時点では未定としております。

次に、(2)の浸出水処理水の下水道放流についてであります。公社では、下水道接続工事に向けて必要な廃棄物処理法上の施設変更許可などの諸手続につきまして、今月中には許可が得られる見込みであるとしております。下水道接続に伴う工事費4億6,000万円余につきましては、工事に支障がないよう、現在、県及び関係市町村と費用負担割合や負担方法について協議しているところであります。

続きまして、(3)の検察審査会への審査申し立てについてであります。公社は、ことし1月、宮崎地方検察庁が平成17年当時の役職員5名を不起訴処分としたことを不服としまして、9月17日に検察審査会へ審査申し立てを行いました。

検察審査会は、10月28日付で不起訴処分の裁定を覆すに十分な証拠資料がないことを理由として、不起訴処分は相当であると議決したところであります。これにより、エコクリーンプラザみやざきの問題にかかわる刑事責任の追及につきましては、事実上終了したことになります。

なお、14ページには、11月分の現場便りをお示ししております。

私からの説明は以上であります。

○小林みやざきスギ活用推進室長 続きまして、常任委員会資料の15ページをお開きいただきたいと思います。県産材利用推進に関する基本方針の改正についてでございます。

初めに、(1)の趣旨をごらんください。県では従来から、県産材利用推進に関する基本方針に基づきまして、公共建築物の木造化・木質化に努めてきたところでありますが、今般、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行されまして、県におきましても、木材利用の目標等を内容とする県の方針を定めることができることとされたところであります。このため、従来の基本方針をこの法律における県の方針として位置づけまして、今後、民間を含めましてより一層の木造化・木質化が図られるよう改正を行ったところであります。

次に、(2)の経緯等であります。平成9年6月に、県産材利用推進委員会が副知事をトップに組織されまして、同年8月に基本方針を制定しておるところでございます。そして、ことし5月に木材利用促進法が公布、10月に施行されておりました。この法律では、2つ目の囲みにありますように、国は可能な限り木造化・木質化を進める方向を示しております。また、国が定めた基本方針では、その下の囲みにありますとおり、法令の制約が求められない低層の公共

建築物について、原則としてすべて木造化を図ることなどが示されたところであります。

なお、下の注書きにありますとおり、低層といますのは、2階、一部3階建てまでをいまして、公共建築物につきましては、国、県、市町村が整備する建築物に加えまして、民間が整備する学校、老人ホーム、病院など、広く国民一般が利用する公共性の高い建築物となっており、今年度、森林整備加速化・林業再生事業などで助成することとしております庁舎、診療所、保育所など、それから、先月披露されました空港ビルの手荷物検査所などもこれに該当するものと思われまます。そして、これらを踏まえた県方針の改正につきまして、11月11日に開催しました推進委員会で承認をされまして、16日の知事決裁を経て発表させていただいたところであります。

次に、16ページをごらんください。(3)の見直しの概要であります。主な改正点としましては、①にありますとおり、公共建築物における県産材の活用方針として、法令の制約を受ける場合を除き、原則木造化といたしまして、木造化が困難な場合は混構造を、木造以外の構造とする場合も内装木質化を推進することといたしました。また、②にありますとおり、公共建築物における木材利用の目標といたしまして、公共建築物の木造率を10年後に現状の倍の30%と設定しております。さらに、③では推進方法の見直しや、④で市町村や民間への働きかけを実施することとしておるところでございます。市町村に対しましては、先日、説明会も開催させていただいたところでございます。これらの取り組みによりまして、(4)のような効果が期待されるものと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○**金丸環境森林課長** 資料にはございませんが、住宅用の太陽光発電に係る補助金につきまして御報告を申し上げます。

この補助金につきましては、9月議会におきまして約1億円の補正予算の議決をいただき、当初予算と合わせまして約2億5,000万円の予算措置となったところでございますが、多くの県民の皆様から申請をいただきまして、近日中には申し込みの総額が予算額を超え、受け付けが終了する見込みとなっております。4月の受け付け開始以来、2,500件を超える申請となったところでございます。

以上、御報告を申し上げます。

○**十屋委員長** 執行部の説明が終了いたしました。まず、議案について、議案第1号(平成22年度宮崎県一般会計補正予算案)、議案第7号(宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例)についての質疑をお願いいたします。

○**緒嶋委員** 保安林整備事業が4,295万1,000円補正されておりますけれども、今、保安林の整備そのものは順調に推移しているというふうに見ていいわけですか。

○**森自然環境課長** 保安林の整備目標につきましては、今後5カ年程度で30%をめどにしようと考えておりますけれども、現在25%程度でございますので、今後ますます保安林を整備促進していきたいというふうに思っております。ただ、今回、補正予算をお願いしておりますのは、保安林の中でも、保安林に指定されているところで本数調整伐、いわゆる適正な間伐を行いまして保安林の機能を高めていこうというものでございます。

○**緒嶋委員** 保安林の整備も除間伐からいろいろあるわけですが、保安林の管理そのものがお

くれ気味じゃないかと。大体順調にいつておるといふうに理解しておられるわけですか。

○森自然環境課長 はい。順調にいつておるといふうに思います。

○緒嶋委員 それと、山のみち地域づくり交付金事業、これは林道の整備ということでありますけれども、これもそれぞれ市町村からかなりの要望が来ておると思ふうですけれども、このあたりはどうですか。年次的にうまくこういふ補正等含めて進んでおるかどうかということですか。

○河野森林整備課長 今回お願いしています山のみち地域づくり交付金につきましては、旧緑資源機構がやっていた緑幹線林道でございます。そのほか、県営の開設とか市町村事業の開設でありますけれども、本年度44路に線取り組んでおります。事業枠としてなかなか伸びない中でありますけれども、優先順位を見ながら早期完成を目標に取り組んでいるところでございます。

○緒嶋委員 もう一つ、森林路網整備加速化事業、これは希望が大変多いと思ふうですし、きめ細やかな事業であると思ふうです。これは基金との絡みもあるわけですが、基金で十分対応できるわけですか。

○河野森林整備課長 当初、この基金が造成されまして、事業に取り組む意欲のある市町村に要望の調べをいたしました。現在、こうやって国も補正してくれていますので、少しずつ上積みされておりますけれども、それでも全体でこれの4割から5割の間だといふうに思っております。

○緒嶋委員 今後、コスト縮減した林業経営をやるためには、こういふ路網の整備というのは、災害を起こすような路網では困りますけれども、

整備を進めなければ、いろいろな意味でのコスト縮減はなかなか難しいということになると思ふうです。今後においても、いろいろな形での林道の整備は強力に進めてほしいということをお願いしておきたいと思ふうです。

○十屋委員長 ほかにありませんか。

○権藤委員 今の6億幾らの補正に関することなんですが、常任委員会が5つあって、我々もあっち飛びこっち飛びしていくわけですが、今回の補正でやろうという部分と今までやった部分と残っている部分、そういうものが市町村から出てきているんじゃないかといふうに思ふうです。今までの分はともかくとして、今回の分については、特にこの予算を我々が承認する上では、内容的に40数カ所と言われましたが、それは知っておくべきだと思ふうです。後でも、こういふものですよといふ細かな資料等について、今わかる範囲で、ここを考えていますよといふものをいただきたいということで、それは要望でもいいです。

○徳永山村・木材振興課長 この基金事業は3カ年の計画でございます。その計画の中でまたプラスということになりますので、その3カ年の計画については御提示したいといふうに思っております。

○十屋委員長 よろしくお願ひします。

○河野森林整備課長 今、権藤委員のお尋ねの件ですが、44路線と私、申し上げましたけれども、それは林道開設事業のことなんですが、林道開設事業の内訳、取り組み状況ということよろしいですか。

○権藤委員 どこからどことか。今回の1億6,000万円について何ぼとか。

○河野森林整備課長 わかりました。それでは、整理したものをお届けしていきます。

○十屋委員長 よろしくお願いいたします。

○徳重委員 資料の35ページですけど、造林費ということで2億7,598万6,000円計上されております。森林所有者が10分の6も負担するということになると、なかなかこの事業は進まないんじゃないかと思いますが、どのように理解したらいいんですか。

○河野森林整備課長 補助率の欄に書いてありますように、国が10分の3、県が10分の1、森林所有者が10分の6ということになっておりますけれども、これは国の補助制度上、査定係数というのがかかりまして、国県費合わせました10分の4、4割補助に、通常でしたら100分の170がかかります。これは森林施業計画を立ててそれに基づいて実施した場合ですけれども、宮崎県内でも補助制度はほとんどこれを適用されておりますので、実質は68%補助ということで、森林所有者の負担は32%ということになります。

○徳重委員 それでもかなりの負担になると思うんですけど、森林所有者はこれを100%利用されると理解していいんですか。何ヘクタール予定されていますか、この金額で。

○河野森林整備課長 補正の部分で申し上げますと、植栽が140ヘクタール、いわゆる造林ですけれども、除間伐が690ヘクタール、作業路23キロを予定しております。

○徳重委員 これは全額使われると理解していいんですか。

○河野森林整備課長 今申し上げました事業量につきましては、森林組合ほか22の事業体が要望していると。それに対して補助するという予定でございます。

○十屋委員長 ほかありませんでしょうか。

○緒嶋委員 自然公園条例の「利用者に著しく迷惑をかける行為に対し」と、著しく迷惑とい

うのはどういうことをいうわけですか。

○森自然環境課長 例えば市町村を經由して県知事の許可ということになりますと、時間がかかりましたり、捕獲した傷病の鳥獣が傷んでしまったり、そういうことが想定されます。

○緒嶋委員 わかったようなわからんようなことですが、特に限定した、著しいというのはどういうことだという明確なものはないわけですね。

○森自然環境課長 はい。ございません。

○緒嶋委員 であれば、後は移管した宮崎市の判断によって、著しいかどうかは判断すればいいということになるんですか。

○森自然環境課長 宮崎市の判断でございます。先ほどの著しくというのを——大変申しわけございません。もうちょっと細かく申し上げますと、自然公園法の改正によりまして、条文を読みますと、「当該国立公園内又は国定公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること」というようなことがございます。また2つ目には、「著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオなどにより著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方で客引きをし、その他当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく迷惑をかけること」という条文でございまして、そういう意味の著しくでございます。

○福田委員 委員会説明資料の3ページでございますけど、私は、先々週ですか、一ツ瀬川流域の関係議員で調査がありまして、西米良まで上がっていったんです。林務のほうからもお見えになっていました。目的は一ツ瀬川の濁水協の問題で。その中で、きょうの重点整備事業に絡めてお聞きするんですが、どうも植林が最近

では濁水の大きな原因のように電力会社から振り向けられているような話ぶりにおやっと思ったんです。そこで、この事業の目的ですが、地球の温暖化防止あるいは森林吸収源対策の推進、こういうのがまず冒頭に来るんですが、実際この目的にそぐう事業というのはこの中ではどれが値するんですか。

○徳永山村・木材振興課長 吸収源対策といたしましては、4ページの事業の内容にあります②間伐の実施が吸収源対策ということになるかと思えます。プラス、⑤木質バイオマス等、この辺について低炭素社会に向けての取り組みになるというふうに考えております。

○福田委員 私は大事な事業だと思って、先々週の一つ瀬川流域の調査を振り返って考えているんですが、やはり広葉樹以外ないなど。地球温暖化あるいは環境対策からそういうふうに考えまして、国民的な合意を得て林業対策費を引っ張り出すためには、これ以外ないのかなというふうに考えています。特に、本会議の議論を聞いておまして、昭和26年に木材の関税率がゼロになったということを言われました。私も、ああ、そうかなと思って。私どもがまだ幼少時期ですから、全然そんな記憶もなかったんですが、戦後の復興対策として木材丸太の関税率がゼロだということを部長がおっしゃっていました。なるほどなと思ひまして、極めて厳しい状況にあるんですね。だから、我々林務サイドが、国土保全あるいは環境対策で残るためには、今おっしゃった間伐材にしましてもそんなに大きなあれは出ていませんから、やはり広葉樹の植栽。

それから、バイオマス、これも文言は踊るんですが、実際はそんなに大きな動きがないんです。木質ペレット等につきましても、利用がな

かなか一般化していないんです。ついせんだつて業界誌を読んでいたら、そこでかなりのコストがかかるから、木質ペレットというのは難しいというんですね。同じ使うのであったら、その段階で加工費をかけない、いわゆるおが粉の状態、のこくずの状態、これで利用することが非常にいいということで、今その実験をやっている県もあるようです。本県は木材県でありますから、文章としては、私、聞いておってなるほどと思うんですが、実際、文面に合致する事業内容かという、若干寂しい思いがするんですよ。その辺をこれからしっかり国民や県民の皆さんが、特に国民でしょうね、理解してもらおうと。河川流域なんかも一目瞭然ですね。以前は、そういう土壌であるからダムが全く透明化しないということをやっていたんですが、最近では、植栽によって、いじることによって流亡して河川が汚れるというような話も出ますから、私はこの辺から理論武装していかにかいかなと思ったんですが、林業は経済行為としてはなかなか厳しいと思います。しかし、環境対策から理解を得るということが大事じゃないかと思ひまして、この事業については私は当然と思うんです。

それと、もう一つ、本会議で出ましたダム湖の問題、ダム湖の観光で出ました。これもやっぱり林務関係がしっかりしないと観光にならないと思うんです。一つ瀬川を見にいきましたが、ちょうどあの日はダムを開放してバスで通してくれたんです。市長以下各議員、関係者は全部来ていましたが、確かに背面の山に広葉樹が植栽されれば観光資源になりますね。その辺もぜひ森林整備加速化・林業再生では考えていただきたいなど。大事な事業だなというふうに考えました。御所見がございましたら。

○徳永山村・木材振興課長 木質バイオマスにつきましても、今、動き出したかなという感じがしておりまして、ペレットにつきましても、間伐材をどれだけのコストでペレット工場に入れるか、その辺が課題になっておりまして、その辺の検証をしております。材の入り口対策とバイオマスの出口対策、これを一体的につなげて対策を打っていく必要があるというふうに認識しておりますので、そういう取り組みをこの事業の中で今実施しておるところです。

濁水対策につきましても、間伐をやらないと下層植生が入らないということで下のほうの土砂が流出すると。その辺も一ツ瀬川の濁水の一つの原因になっているんだらうと思いますので、間伐を進めながら下層植生を生やして土砂をとめるということをしていく必要があるというふうに考えておりますので、この事業等を使いまして、針葉樹だけじゃなくて広葉樹も含めて、多様な森林をつくっていくことに頑張っていきたいと思っておりますので、御理解をよろしく願います。

○福田委員 幸い、4ページにバイオマス利用施設の整備で、公共施設のボイラーの改良とあります。コストをかけない、ペレット以前のおが粉状態で使えるボイラーの改良に取り組んでほしいなど。ほかのところでやっているところがあるんです。ペレットも、もちろんそういうきれいな使い方をしなくてはいけない施設も必要でしょう。しかし、コストをかけない、経済効果を出すバイオマス利用の方法も開発する必要があると考えています。特に、本県は農業県で、いよいよ地球温暖化の問題で、今、莫大な重油を使ってハウス園芸をやっています。これを行く行くは木質系に変えていかないとやっつけられないと思うんです。しかし、ペレットでは

ペイしません。ペレット以前の段階で利用できる体制を、施設整備の改良等をぜひお願いしたいと思っております。要望でございます。

○十屋委員長 ほかありますか。

○高橋委員 森林整備加速化・林業再生事業で一つ教えてください。3ページの④、高性能林業機械は具体的にどんな活用をされるのか。あと、木材加工施設についてももう少し説明いただくと助かります。

○徳永山村・木材振興課長 今回の補正では、高性能林業機械は、耳川森林組合と松岡林産という素材生産事業体に、プロセッサーといいまして、伐採した木を枝を打って玉切りをする機械、バックホーのアタッチメントがそうになっているものが2台と、あと、スイングヤーダーといいまして、索道が機械についているものを1台、これを整備することとなっております。

それから、木材加工施設につきましても、都城の木材会社ですが、今、重油でやっております木材の乾燥機を、木質ボイラー、先ほど福田委員が言いましたように、おが粉等を使って乾燥するというところに転換するのが一つ。もう一つは、木質ボイラーの乾燥機を入れるという事業の内容でございます。以上です。

○十屋委員長 それでは、次に、その他の報告事項について質疑はありませんでしょうか。

○緒嶋委員 今度、長期計画に新たに取り組まれるわけですが、特にTPPというのが入ってくるわけです。そうすると、森林・林業長期計画あたりにも、部長は2億8,000万と言われましたが、私はそれだけで本当に済むのかなと思うわけです。そういうこともある程度踏み込んで——恐らくこの計画では余りされておらんと思うんです。そのことで今後、議会で承認とか同意といっても、我々としては、20年先ま

で見込んだということになると、議会在承認したことだと執行部のほうから言ってもらっても困るわけです。TPPのことで、今後林業経営というのは基本的に相当変わってくるだろうと思うんです。我々が反対といっても、将来的にどのような形で進むかというのはまだ明確でないわけですが、そのあたりがこの計画では反映されていない。また、県産材利用、公共施設の木造率を30%にするということも長期計画の中に加味されておるのかどうか。そのあたりはどうですか。

○小林みやざきスギ活用推進室長 TPPに関しましては、関税を引き下げるという方向で議論が進んでおるわけですけれども、この点につきましては、一般質問でも回答させていただいておるところですけれども、林業関係の分野では、合板、集成材といった分野での影響で2億5,000万円ほどということでございます。実は我が県の木材産業全体の生産額に占める割合からすると、合板工場がない——小さいLVL工場はございますけれども、そういったような状況もありまして、農業みたいな大きな影響があるかということ、なかなかそこまでは言い切れないという状況にあるかと思えます。

それから、こういった分野も関税率が10%ほどということで、ほかの分野に比べると非常に低うございまして、林業は、農業などと比べまして、随分前に自由化が進められてきているといったようなこともございますので、長期計画の木材産業の分野での振興につきましては、想定はしておりませんでしたけれども、国際環境が厳しいということは前提に置いてこういったものをつくってきたということが言えるのではないかと考えております。

○緒嶋委員 それと、県産材の利用促進をこれ

に入れておるかということです。

○小林みやざきスギ活用推進室長 公共建築物の件につきましては、37ページをお開きいただきたいと思えます。ちょうど中段ごろ、「県産材の需要・販路等の開拓」の①にございますように、市町村、公益法人等が建設する建築物や公共性の高い施設の木造化・木質化を促進するといったことを盛り込んでおりまして、30%まで木造率を高めていくということも含めましてこの中で進めていくということで整合性をとらせていただいております。

○緒嶋委員 その中で、差し当たり23年度あたりで、公共施設に木造を取り入れるというような下準備には入っておるわけですか、県有施設の中で。そのあたりはどうですか。

○小林みやざきスギ活用推進室長 先ほど御説明いたしました基本方針の改正に当たりまして、23年度以降の建築物につきましても、各局から情報をいただきまして審査させていただいたところがございます。県の財政もなかなか厳しくなってきておりまして、平成16年度以降、建設計画が非常に少なくなってきたというように、全部木造にするといった案件は残念ながら見つけられなかったんですけれども、学校施設等につきましては、廊下と教室の間の木質化、そういったものも進めていただきたいという要望をさせていただきまして、そのような方向で調整させていただいております。

○緒嶋委員 やはり最初が肝心でありますけれども、23年度から目に見える形で木造化、木造施設——今度、延岡の学校の問題等、西高跡のことも出てきておりますので、やっぱり目玉的なものを作って県も積極的に取り組んでおるといふのを示さないと、言葉だけが先走りして結果は何もついてこないではどうにもなりません

ので、環境森林部長が先頭に立って、将来への置き土産と思って頑張してほしい。ぜひお願いいたします。

それと、環境計画の中で、きのうも一般質問で話題になった産業廃棄物の県外からの流入がかなりふえて、環境計画の91ページの中ほどに、県外からの産業廃棄物をできるだけ搬入させないということが書いてあるわけです。実際はそうではなくて、現実には県外からかなりの量が入ってきておる。それも毎年ふえておる。この文面と著しく乖離しておるんじゃないかということがきのうの問題でもあったんですけども、知事はそれに対して、九州は一つだから、県を越えて持ってくるのは当たり前ではないかというようなことを言われたと思うんです。このあたりの整合性というのはこの文面からどうとればいいんですか。

○福田循環社会推進課長 県外産業廃棄物の県内搬入については、かつて香川県の豊島での大規模な不法投棄という問題が背景にございまして、県内の環境保全をやるということを背景に、平成4年からこういう考えを導入しております。知事がきのう、広域行政をやっていくべきだという趣旨を申し上げたんですけども、これは知事の哲学といいますか、所感、大きな考えとしては、これからはそういう方向に向かっていかなければいけないということをおっしゃったんだと思うんですが、一方で、産業廃棄物につきましては、どんどん外から入ってくるのは困るので、一定のルールのもとにやっていくべきだということもおっしゃって、ただ、宮崎県からも実は九州内に産業廃棄物が持ち出されていまして、そこで処理をされている実態がございまして、そういうものを踏まえると、例えば、特に隣県で困っているようなことがあれば、助け

合いといいますか、共助といいますか、そういう形でやっていくのがいいということをおっしゃられて、整合性はとれているというふうに思っております。

○緒嶋委員 執行部は、整合性がとれておると言わざるを得んですね。整合性がとれておりませんと言うわけにはいかんわけで。我々から見ればそうじゃないわけ。問題は、宮崎県からも県外に行っておると。その実態を示してほしい。どれだけ県外に行っておるか。県外でないと処理できないものもあるわけで、お互いさまという立場もあると思うんです。そういう実態を数値的に示していただいてお互い理解し合うということも必要だろうし、また、県外からそれだけ余計入ってくることは、それぞれの施設も飽和状態になるんじゃないか。産業廃棄物の新たなところをつくらないと言いながら、処理するところがなければどうにもならないので、新たなものをつくるならまたいろいろと抵抗もあるし、住民運動で反対も起きるおそれもあるので、やはり宮崎県が主体的に、産業廃棄物の施設は宮崎県のためにつくるわけですから、県外から余計入ってくることによって宮崎県の施設そのものが早く満杯になるということも問題だと思うんです。そこ辺の実態、宮崎県の将来の形というのは大丈夫というのは今度の環境計画の中で出てくるわけですか。将来展望というのは。

○福田循環社会推進課長 最初におっしゃいました数値的なものですけども、20年度の実績で申し上げますと、県内に入ってくるものは、王子製紙の法律に基づいて認められている分を除いて10万9,000トンぐらい入ってきております。一方、県外に出ていっているものは、これは環境省のデータですけども、20年度で11万1,000トン。出ていくものと入ってくるものが

同じぐらいの数字という状況でございます。

また、県外の産廃がたくさん入ってくると、そもそも県内の処分場が埋め上がって、県内の産廃自体が処理できなくなるのではないかという懸念でございますが、かつて搬入の規制を考えたときには、県外のものがたくさん入り過ぎてそうならないようにということも一つ観点としてありまして、搬入規制をかけてきたというところがございます。ただ、先ほど申し上げましたように、10万トン以上のものが外に出て処理されている実態がありますので、それに見合うというわけではないんですけれども、近隣で困っているところがあれば、一定の事前協議その他厳しいチェックをかけて県内で処理しているということでございます。

○緒嶋委員 県外に出ておる11万1,000トン、これは宮崎県で処理できないものが出ているのか。どういふことですか。

○福田循環社会推進課長 そうではなくて、処理される産廃の特性とか、それを処理できる処理技術の問題、あとは地理的な問題で、県内でできないので外に持っていくというものではございませんで、県外のここだったらこういうものについて適正な処理ができるのか、例えば管理型処分場だと、県内の場合、諸県のほうに集中しておりますので、県北の排出事業者は、こちらに持ってくるより大分のほうに持っていったほうが経費的にも安くなるとか、もろもろの事情で県外に出ていっているものがございます。

○緒嶋委員 宮崎県の産業廃棄物は、将来にわたって、施設を増設しなきゃならんというようなことはここ当面は考えられないわけですか、今の状態の中では。

○福田循環社会推進課長 管理型最終処分場というのが特に問題になるんですが、21年度末現

在の県内の残余年数が10年弱ぐらいございます。そういうことで当面は大丈夫なんですけど、熊本とか鹿児島県から県内にたくさん入ってきております。鹿児島県には今、管理型最終処分場がございませんし、熊本県は非常に少ないという状況で、たくさん入ってきている実情がございませう。ただ、両県につきましては、鹿児島県は、具体的に今、公共関与の管理型最終処分場の計画が動き出しております。また、熊本のほうにもそういった計画がございませうので、将来的にはそこからの搬入量は減っていきます。その分、県内の処理能力の余裕は出てくるのではないかといいふに思っております。

○緒嶋委員 九州は一つだという知事の考えであれば、産業廃棄物の将来計画というのは、九州広域的に検討することが必要じゃないかと思ひます。よそから持ってきてもいいじゃないかというだけじゃなくて、それこそ20年先まで考えるのであれば、大分、熊本、鹿児島、福岡も全部、九州各県含めたこういう協議をやって、その中でお互いの県の立場を含めながら、将来展望、ビジョンをつくることも必要じゃないか。これは未来永劫続く問題です。産業廃棄物がゼロになる時代は来んわけです。リサイクルしてもすべてがリサイクルにならんわけです。最終処分場で埋め立てあるいは処理せざるを得んわけですから、そういうものを広域的に、知事会等含めてそういう議論を早目に進めるという提案を宮崎県あたりからもやっいていいんじゃないか。そして、お互い持ちつ持たれつということも含めながら、協調関係というか、そういう視点というのは当然必要じゃないかと思ひますが、どうですか、そこは。

○福田循環社会推進課長 おっしゃいますように、将来的に見ると、最終処分場を次々に新し

いものをつくれるという状況もないと思います。毎年、担当部局の九州内のブロック会議とかもろもろございますので、そういう中で今後議論をさせていただきたいと思っております。

○緒嶋委員 よろしく申し上げます。

○福田委員 先ほどのTPPの関連ですが、本会議場で、木材にはほとんど影響がないという答弁を聞いて安心したんですが、そこで考えるんですが、中国木材の件も出ましたね、本会議場で。中国木材は、今、呉工場で丸太をゼロ関税で輸入できているわけです。宮崎でハイブリッドの集成材をつくるということですから、巨大な工場の計画もございまして、製品は当然、国内と同時に、隣接の東南アジア、近隣のアジア諸国に出ていくと思います。そうすると、TPPに関しては、本県の木材からいきますと、私の見方が間違っているかもしれませんが、TPPが締結されますと、木材は、輸出する場合には比較的関税で出ていく可能性があるというふうに、私は本会議場で聞きながら考えたんですが、それはどういう解釈をすればいいですか。大事な問題は聞いておかにゃいかんと思って。

○吉瀬環境森林部長 詳しくは担当室長がお話ししますが、基本的に丸太の輸出入、日本国はゼロなんですけれども、諸外国におきましても低率の関税でございますので、TPPのいい影響はそれほど期待できないのかなというふうに私自身は感じております。ただ、それなりの関税が……。〔製品〕と呼ぶ者あり〕製品につきましては、マレーシアが合板の工場を大きなものを持ってまして、そこから出てくるものに対して、マレーシアは多分13%ぐらいだったと思うんですけど、それなりの関税を持っていますので、あそこについては、おっしゃるように、TPPに加入しますとそれがゼロに

なりますので、日本のものも競争力が出てくると思うんですけども、マレーシアはバックにそれなりの森林があり、工場がありますので、そうやすやすとはなかなか難しいのかなという部分もあろうかと思えます。

○福田委員 私は、TPPで県内の1次産業が協調できる素地がしっかりあるのかなということ、本会議場で質問のやりとりを聞いて考えておいたんです。特に知事の非常にファジーな答弁等を聞きますと心配になったものですから。木材は、場合によってはメリットを享受する分野かなというふうに一瞬感じたんですね。30%でしょう、集成材等については。税率は幾らですか。

○小林みやざきスギ活用推進室長 我が国における関税は、集成材につきましては6%ほどでございます。

○福田委員 わかりました。大きな影響がないのであれば、1次産業同士ですから、ぜひ歩調をそろえて対策を打ってほしいなということを感じました。今、部長や課長のお話を聞きまして少しは安心しましたが、業界ごとに乱れがありますから、知事の答弁に代表されますように、主幹産業が農業でありながら知事としてあれ程度しか言えないのかなと。知事というのは、農業だけじゃありませんから、全体を背負っている方ですから、あの表現になるのかなというふうに考えましたが、いささか力強くは感じませんでした。以上です。

○榎藤委員 今回、森林税は総務のほうで審議するというところで、それは手続上、収納する部ということで理解できるんですが、今回できました長期計画の中で、事前に説明を受けましたが、使用の幅が、適用の幅が少し広がるのかなという感じがあるんですが、税は、どういう目

的で徴税しますよというのがきちっと要ると思うんです。というのは、私ども宮崎市に住んでおりまして、今、コミュニティ税というものが、揺り戻しというか、一般財源から入れたらどうかとか、活動はやっぱり必要だと、そういう議論がありまして、この見直しの時期にうちの会議で市議員は厳しいわけですね、解釈が。

そういったことで、例えば資料2にあります中で、森林づくり応援団の育成とか一口に言っても、その税を使うべきなのかどうなのかというのが分かれてくると思うんです。使ってもいいじゃないかという考え方もあるだろうし。この表の中で、1節とか2節はハード面に近いのかなという感じもするんですが、森林税の解釈を含めた形で、この表でいくと、こういう考え方はすよということを整理していただくといいのかなというふうに思うんです。

○森自然環境課長 資料2の45ページでございますけれども、3の森林づくり応援団の育成というところで、中段にございますけれども、「先人達が森林を守り育てるなかで育み、受け継いできた知恵や技術、生活様式や歴史などの森林文化を、次世代に継承していくことが重要です。このため、森林環境税を活用して、次代を担う子供達を対象にした森林環境教育や「木育」の実践に取り組むとともに、県民やボランティア団体、企業など多様な主体が参画した森林づくり活動を支援します」ということで記載しているところでございます。

○榎藤委員 今後の税の支出対象というか、本県のものには、これについては、今、述べていただいたような考え方で使っているよと、使っていきますよと、そういう解釈ですね。

○森自然環境課長 はい。そのように考えております。

○榎藤委員 それで、こちらの表の第3節あたりにある中で、私が聞いたのは、そういうものが、今までの実績でいくと、1案と2案みたいなのがあって、存続のときにはこの部分まで使っていきたいというような説明を、我々が審議しないということで事前に御説明をいただいたと思うんです。そういうものがこの表でいきますと、税の課税目的とこういうものとして、今後も含めて5年以内に税を使っていくという部分が、この表で見たときに、こういうところで考えられるということを御説明いただけますかという質問なんです。例えばとして今、応援団の話はしただけで。

○森自然環境課長 資料2の見開きの全体構成図で御説明したいと思いますが、この中では、第4章基本計画の第3節でございますけど、森林・林業木材産業を担う山村・人づくりの中の3の森林づくり応援団の育成ということで、ここに記載しているところでございます。

○榎藤委員 私が申し上げているのは、これは例えばということで聞いただけであって、この表の中で、森林環境税を今後使っていくだろうと。本県が独自に判断して必要性を認めれば使っているよと私は思うんです。思うんだけど、逆を言えば、人づくり応援団だけなのかと、そうじゃないでしょうという部分を御説明いただければということなんです。

○十屋委員長 森林環境税が使える範囲はどこまでになるのかということです。

○森自然環境課長 これまで、県民との協働による森林づくりと公益的機能の高い森林づくり、この二本立てで進めておりましたけれども、次期の森林環境税につきましては、資源循環型による森林づくりに使っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○十屋委員長 具体的に、3節まで行くのか、1節まで適用できるのかというところを示してほしいという権藤委員の御説明です。求めているところは。

○森自然環境課長 基本計画の欄を見ていただきまして、第1節で、多面的機能を発揮する健全で多様な森林づくりの推進というのを1に書いてございます。それから、第2節の県産材の需要拡大の推進の部分、第3節の3の森林づくり応援団の育成、こういったことに使っていこうと思っております。

○権藤委員 次に進みます。先ほど緒嶋委員からも出ました、本会議でも出ました中野議員の廃棄物の問題ですけれども、これにつきましては、私どもは、当初は、平たく言えば、お世話になるところの分はお返しをしなきゃいかんでしょうと、そういう思想があったと思うんです。先ほど議論が大分詰まったんですが、王子という話もありましたが、お世話になっている分が。それ以外は受け入れている。あと、管理型のところにそのまま埋めるようなものはどうなのかというのがあるんです。例えば、廃棄物業者が一回燃やして灰だけ管理型に持っていきますという部分については、私が聞いているのは、廃棄物業者の操業度が下がって、経営上、営業して稼働率を上げたいと、そういうものもあるような話も聞いているんです。燃やした後の灰を埋めれば確かに寿命は短くなるけど、そういうのをもうちょっと精査して、我々もわからんわけです、鹿児島から来た、熊本から来たというのは。どうせ寿命が短くなることはわかっているんだから、燃やさないものがあるのかどうかわかりませんが、燃やさないもの等はだめよと、自分のところのものは、鹿児島、熊本でつくらなきゃいかんじゃないかと。ただ、本県にお

いても、IC関係とかは福岡に行かんと液の分解ができんとか、そういうので福岡にお世話になっているという話も聞くわけです。だから、こういう場合はやむを得ないでしょうとか、こういう場合はいけませんよというものを吟味していかないと、一概には言えんような気がするんですが、いかがでしょうか。

○福田循環社会推進課長 県外の搬入を特例として認める場合には、当然、事前協議を経て、その中で、品目とか量とかそういったものをきちんと確認した上で、一定の条件のもとに入れさせるという厳格なチェック体制をとっております。実際に搬入するときは、うちの監視指導という関係で、随時立入検査をして、事前協議どおりのものが入っているかどうかというチェックもしながらやっておりますので、無制限に近隣県から入れているという状況ではありませんし、原則的に搬入規制をしておりますので、例えば搬出先の県あたりには、自前の管理型処分場をきちんと計画的に整備していくよということも、我々としては指摘しながら対応してきているところでございます。

○権藤委員 そういうルールがあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、委員会資料の11ページの海岸漂着物ですが、全体的な考え方はわかるんですが、先般、台風が来た後に、ボランティアで延岡なんかは何千人も、中学生や高校生も動員して何日もかかったとか、そういう部分があるんですが、これには即応体制というものを築いていくという部分が一番大切じゃないのかと。ボランティアですから、会員制とかそういうことはできんかもしれんけど、そのためには教育も必要になるでしょうし、市町村に消防団の人とかどういう戦力があるのかとか、そういうことを含めて、

市町村と一緒にやらないかんのかなと思うんですが、その部分は、もう少し具体策的なものを今後築き上げていかんといかんのじゃないかという気がするんですが、どうでしょう。

○福田循環社会推進課長 ただいま委員が御指摘のとおり、今回、法律ができて、それに基づく地域計画ということであります。その中で重点区域を指定させていただいて、その中で役割分担、海岸管理者がまず責任を持って漂着物の処理を進めていく。それについては、地元の市町村がどういった協力をするのか、あるいはボランティアとか住民の皆さんはどういう協力をいただけるのか、その辺をきちんと議論して決めていって、今後、台風その他災害等で大規模な漂着物があったときに、このような手順で、このような役割分担で、適切にすぐにやっていきますといったものを決めていくという計画でございます。

○榎藤委員 次に行きますが、15ページの公共建築物その他の木造化につきましては、財源的なものが一番じゃないかと思うんです。そういう意味で、何らかの形の、今後は本県としてはこれぐらいのものが要りますよというものを常に求めていかんと、15%から30%にならんのかなという気がしておりますし、今までなかったものをお金がない時期にどうするかという議論もあると思うんですが、そういうものを具体的に強く言わないと具体化しないと思うんです。これは時間があまりありませんので、省庁の気持ちをつかむような計画をつくってアピールする、陳情すると、そういうようなことをしていくべきじゃないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○小林みやざきスギ活用推進室長 公共施設の木造化に当たりましては、住宅分野でありまし

たら、かなり低コストで建築物が建てられるということでございますので、今でも対応可能なんですけれども、確かに公共建築物の場合は、大きなスパンを飛ばさなければいけないといったようなことで、コストもかかる場合もあろうかと思えます。そういう点につきましては、ある程度応援する財源も必要であろうかと思っておるんですけれども、現在、木材利用技術センターと協力いたしまして、ある程度スパンを飛ばしても、これまでのようなコストがかからない手法を開発しようといった取り組みも進めております。学校等につきましては、文部科学省から、木造化を進めよという通達も出ておりますし、補助金も出ております。そういったものは有効に活用させていただきながら、木造化を今後進めていきたいというふうに考えております。

○榎藤委員 もう結論としますが、この前、歯のフッ素洗口で川南の小学校に行ったんです。教室と変わらんぐらい廊下が広いつくりとかあるんですね。すべて木造なんです。そういうようなことで今後ぜひ推進をしていただきたいと思います。以上です。

○星原委員 緒嶋委員、榎藤委員からも出た91ページの産業廃棄物の件なんですけど、聞いていて、企業が来てするときには反対運動がいっぱい出ましたね。それで下から4つ目の丸のこういう中身で書かれていると思うんです。今回、改正するに当たって同じようなことが書かれています。中身を読むと、「引き続き原則として搬入を認めないこととし、特例として認める場合は、事前協議を」と、先ほど言われたとおりなんです。この前、中野議員の質問の中で、ここ数年ふえているということなんです。ふえながらの中でこういうことをまた5年間利用する

——要するに時代の要請が違ってきている。設置したころと数量がふえてきた現状があると、言葉としてはこういう形を使いながら、ふえているという、私から見ると理解しにくい部分もあるんです。隣県とのいろんな関係もあってふやしているということもわかるんですけど、地元のその当時の人たちが納得するような形の協議もちゃんとなされながら持ち込みを許可しているのか。現実に見たわけじゃないけれども、話としては、県内の業者が隣県に行って、そのナンバーが、収集してくるとき、入ってくるときはわかりませんよね。だから、どういった協議をどれぐらい、月に何回かしているものなのか、年に何回しているものなのか。許可する場合には、県外のものを持ち込みの場合には常に立ち会って搬入許可しているものなのか。事前に申請があったときに申請書だけで済ませているのか。その辺の意味がちょっとわかりかねるんですよ。皆さん方から説明を受けると、そういうことをやっているんだな、正しい形で持ち込みも許可されているんだなと思うんですけど、現実には量がふえてきていることによって、年次ごとに、最初のころと、量の問題、協議の問題、許可の問題、どこの県の量がどういうふうに入ってきている、そういうのが多分把握されているはずですから、できればそういう一覧表をもらって、どういう形でなされてきたというのがわかるためには、できたときからこれまでの期間のそういったものを出してもらうことはできるんですか。

○福田循環社会推進課長 そういったデータは経年的に整理をしておりますので、今、委員のおっしゃった中で出せるものは幾つかあると思います。

○星原委員 そういったものを提示してもらわ

ないと、言葉としては、こういうとらえ方で今後もこう行きながら、一方では申請どおり協議して持ち込みもやっていますということだけでは、ちょっと疑問を感じるところがあるものですから。そういう部分で説明をいただくと、我々も地元でいろいろ聞かれて、持ち込みが多いんじゃないかという話を聞かれたときに、県外からの分にはこういう協議もされて、こういう許可もして、ちゃんとしていますよという説明ができるような形のをいただけると、このことについて我々もより理解できる、あるいは地元の人たちに話をする場合でも理解できるということになりますので、ぜひそれを提示してもらおうとありがたいんです。

○福田循環社会推進課長 その方向で対応を考えさせていただきたいと思います。

○十屋委員長 その中に、先ほど権藤委員からあったんですが、搬入されるものが現物なのか焼却灰なのかというあたりの区分もわかれば、お願いしたいと思います。

○高橋委員 いろいろと議論になっていきます産業廃棄物の関係でお尋ねしますが、税は所管外でしょうけど、議論を聞いていて、産業廃棄物税をちょっと思い出したんですが、5年以上たちますね、税ができて。この経緯は、それこそ九州は一つという基本的な考え方があって、九州各県が一斉に導入しないと、持ち込まれたり持ち出したり、アンバランスができるからということで、当時たしかトン当たり1,000円でできたと思うんです。さっきから話を聞いていますと、産業廃棄物税の導入効果というのは、循環型社会を目指すというのが一つあって、産業廃棄物を抑制しようというのがあったと思うんです。ところが、いろいろ聞いていますとふえているんですね。ここだけ聞きます。産業廃棄物

の量は、宮崎県はふえているが、九州全体では減っているのか。ここを教えてくださいませんか。

○福田循環社会推進課長 今、委員がおっしゃられた産業廃棄物税をどういった事業に使うかということで、排出の抑制とか、リサイクルとか、循環型社会に向けたいろんな取り組みに使うということで、県内から出る産業廃棄物というのもございますが、これは数百万トンになるわけです。数百万トンが県内の廃棄物として出てくるということです。そのうち県外から入ってくる分は、確かに経年的にふえているという状況がありますので、産業廃棄物税を使っているさまざまな取り組みをしながら県外の搬入物がふえているのではないかという分については、一概にイコールで結びつけられないところもあるというふうに思っております。経済活動が活発になってくると、産業廃棄物の量というのは全体として増加傾向にあるというのは間違いありません。

○高橋委員 なかなか税の効果があらわれないというか、であれば、5年以上経過したわけだから、例えばトン当たり1,000円とか、導入するときに減免措置とか議論しましたね、九州各県にいろいろと言いがあって。額の問題とか減免の項目の関係とか、そういうのは今議論になっていないんですか。知事会とかで産業廃棄物税について。

○福田循環社会推進課長 産業廃棄物税は、今年度22年度からさらに5カ年延長ということをお承認いただきまして、従来と同様の形で継続ということになっておりますので、特にそういった議論は今起きておりません。

先ほどの御質問のお答えの中で、廃棄物としては量はふえても、出てきた廃棄物を、廃棄物

として捨てるのではなくて、リサイクル率を高めるとか、再利用率を高めるという形で、結果として循環型社会に向けて取り組んでいけるという面はあるかと思えます。

○高橋委員 いろいろ利害関係も出てきますから、税を強化するのも問題もあるんでしょうが、循環型社会を目指すための方法だと思いますので、できるだけ議論していただきたい。

時間がありませんから、あと1点だけ。木質化・木造化の関係で、なかなか木造化はできないということで木質化が中心になろうと思うんですが、先ほどから出ていますように、財源の問題ですね。私、ふと思ったのは、森林環境税を延長ということで御提案いただいておりますが、使途をもっと柔軟に拡大してもいいんじゃないかと思うんです。それこそ公共的なものはみんなが恩恵を受けるわけだから、木質化の公共施設に限っては森林環境税、3億なんだろうけど、私は使ってもいいんじゃないかと思ったりもします。あるいは、杉丸太100本プレゼント、あれも今年度で終わりでしたね。いわゆる啓発PRですよ。森林環境税の使途の一つだというふうに思いますので、その辺の考え方はお持ちでないのでしょうか。どうなんでしょう。

○森自然環境課長 委員おっしゃるように3億円弱という限られた予算の中で、基本的な考え方としては、県民協働による森林づくりを進めていくということになっておりますので、今回、幅を広げたいと思って今企画しておりますのは、県産材の利用拡大のソフトの部分というふうに考えておりますので、皆様の御意見等々を踏まえまして、今後研究していきたいと思っております。

○高橋委員 限られた財源で、あれもこれもはできないと思うんですが、優先順位をつけられ

て、公共建築物の木質化にお使いになったほうが良いと思っていますので、ぜひ検討いただきたいと思います。

○十屋委員長 あと2人ぐらいいらっしゃいますので、このまま続けていきたいと思っています。

○岩下委員 資料2の22ページの最後になります、(3)の木材産業の目指す姿ということで出しています。その中で、「韓国や中国などの東アジア地域に向けた輸出が増加する」と書き出しています。今、宮崎県から輸出する飢肥杉の量と金額、それと、その将来性をお聞きしたいと思っています。

○小林みやざきスギ活用推進室長 量につきましては時間をいただきたいのですが、金額につきましては、平成21年度、韓国向けの販売額につきましては1億8,000万円ほどになっております。ここ3年間、韓国向けの製品の輸出が1億円を超えるレベルで推移しておるというような状況もありまして、さらに、韓国では環境への配慮といった面から、高層の建物から、低層の住宅も振興していこうといった流れもございますので、特に韓国向けにつきましては、今後とも大きな市場になるのではないかとこのように考えておるところです。

○岩下委員 中国に向けてはどうなのでしょう。飢肥杉の出荷関係です。

○小林みやざきスギ活用推進室長 これまで中国向けには丸太の輸出に取り組んできた経緯がございますけれども、残念ながら中国で杉がなかなか浸透せずに、ここ1～2年、輸出が低位にとどまっている状況でございます。なかなか厳しい状況であるということでございます。今後につきましては、丸太から、できますれば韓国と同じように、製材品、製品として輸出ができないかということで、国のほうと連携しま

して取り組みを進めようということで考えておるところでございます。

○岩下委員 今、よく、プレカットということになります。即向こうで取り付けができるというプレカット関係では、例えば関税関係は韓国では厳しいんですか。出荷量1億幾らの中にそれも入っているのでしょうか。

○小林みやざきスギ活用推進室長 韓国につきましては、製材品の輸出品については5%の関税がかかっておりますので、それと同様のものがかかるのではないかと考えられます。

それから、先ほど輸出の量につきまして御質問がございましたが、平成21年度で、丸太につきましては4,000立方ほど、木材製品、プレカット材を含むわけですけれども、こちらが2,000立方弱輸出されております。

○岩下委員 宮崎県として今、輸出のほうでは1億8,000万円ぐらいいだということですね。需要拡大ということをうたいながら、国内ではどんどん売っていこうと、しかし、輸出に関係いたしましては、韓国に向けてまだ1億8,000万円ぐらいいだ。これを拡大していく、また、宮崎県としてそれをどう支援していくということがありますら、最後にお聞かせください。

○小林みやざきスギ活用推進室長 韓国への輸出につきましては、有望な市場であるということから、韓国におきまして、パートナーとなる建設業者さん、設計者さん、そういった方々を広めようということで、韓国における木材製品の展示会等に対しまして支援を行っているところでございます。

それから、我が部の取り組みではございませんけれども、産業支援財団の資金を活用いたしまして、新たに韓国向けの輸出をしようという方の技術開発等につきまして支援するといった

ようなことで、あらゆる手だてを講じて支援してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○岩下委員 最後に、韓国、中国に向けて、東アジアに向けて、福島港からどんどん出荷できるような体制づくりにぜひ御支援をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○十屋委員長 委員長からお聞きしますけれども、先ほどの産廃のいろんなデータはすぐ出ますか。出ませんか。

○福田循環社会推進課長 ある程度のものはまとめたものがありますので、出せると思います。

○十屋委員長 それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後0時8分休憩

午後1時15分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後をお願いいたします。

○高島農政水産部長 農政水産部でございます。よろしくお願いいたします。

まず初めに御礼を申し上げたいと存じます。先月開催いたしました宮崎県食育地産地消推進大会につきまして、十屋委員長におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜りました。まことにありがとうございます。それでは、座って説明させていただきます。

まず、口蹄疫についてでございます。口蹄疫の被害が最も集中いたしました東児湯5町におきましても、11月1日より家畜の再導入が始まり、県内すべての地域で畜産経営が再開される

ことになり、口蹄疫からの再生・復興に向けて本格的なスタートを切ったところであります。しかしながら、先月29日に、島根県の採卵鶏農家におきまして、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことに加え、韓国におきましては、豚及び牛で口蹄疫の発生が確認されたところであります。このため、県におきましては、昨日、関係部局を集めた情報連絡会議や、市町村、関係団体等を対象とした防疫対策会議を緊急に開催するとともに、空港等での防疫対策の強化を依頼するなど、万一の事態に備え、防疫体制を整えたところであります。今後とも、防疫体制に万全を期すとともに、本県畜産の再生・復興が早期に図られるよう、全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましても、引き続き、御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の環境農林水産常任委員会資料を1枚お開きいただき、説明項目をごらんいただきたいと思います。本日、農政水産部からは、Ⅰの議会提出議案1件、Ⅱの議会提出報告1件、Ⅲの委員会報告事項として3つの項目を予定しております。

資料の1ページをごらんください。議案第1号「平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第8号）」についてであります。今回の補正は、口蹄疫の復興対策等に伴う補正でございます。補正額につきましては、平成22年度歳出予算課別集計表の中ほどの列、一般会計の合計の欄にありますように、2億141万2,000円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、一般会計で955億3,310万4,000円、特別会計を合わせた農政水産部全体の補正後の予算額は、959億6,921万5,000円となります。

なお、詳細につきましては、後ほど関係課長

から説明させていただきます。

次に、資料の2ページをお開きください。繰越明許費についてであります。畜産課の公共畜産基盤再編総合整備事業など5つの事業、26カ所で、合計18億5,455万円の繰り越しをお願いしております。これらは、事業主体において事業が繰り越しとなるものや、用地交渉及び関係機関との調整等に日時を要したことによるものなどで、現時点で繰り越しが見込まれるものであります。

次に、議会提出報告についてであります。資料の4ページをお願いいたします。県有車両による事故の損害賠償額が決定いたしましたので、御報告いたします。内容につきましては、ここに記載しているとおりでございますが、農政水産部といたしましては、職員に対しまして、機会あるごとに、交通安全に対する意識の啓発等に努めているところでございますが、今後、さらに再発防止に向けまして厳重に指導してまいりたいと考えております。

続きまして、委員会報告事項についてであります。資料の5ページをお願いいたします。このページから19ページにかけまして、現在策定作業を進めております第七次宮崎県農業・農村振興長期計画、及び第五次宮崎県水産業・漁村振興長期計画の計画素案を掲載いたしておりますが、後ほど関係課長より説明させていただきます。

また、20ページ以降の「口蹄疫からの経営再開に向けた取り組み状況等について」と、本日追加配付いたしました「韓国における口蹄疫及び島根県における高病原性鳥インフルエンザについて」につきましては、あわせて畜産課長より説明させていただきます。

私からは以上でございます。

○上杉農政企画課長 それでは、農政企画課より補正予算につきまして御説明させていただきます。

お手元の歳出予算説明資料の53ページをお開きください。農政企画課の11月補正額につきましては、385万2,000円の増額補正をお願いしております。この結果、11月補正後の予算額は、25億3,421万5,000円となっております。

それでは、内容について御説明いたします。55ページをごらんください。

上段の(事項)農事試験費でございますが、102万9,000円の増額となっております。これは日本植物防疫協会などからの委託試験に係る事業費の確定に伴う補正で、本県の農業技術の研究開発とその実用化についての試験研究に要する経費であります。

次に、下段の(事項)指定試験費で282万3,000円の増額となっております。これは国の委託決定に伴う補正で、本県の立地条件に適した研究課題についての試験研究に要する経費となっております。

農政企画課は以上でございます。よろしく御願いいたします。

○山之内地域農業推進課長 地域農業推進課でございます。補正予算について御説明いたします。

お手元の補正予算説明資料の57ページをごらんください。地域農業推進課の11月補正予算額は、一般会計で2,231万7,000円の増額補正をお願いしております。この結果、11月補正後の一般会計予算額は37億2,087万5,000円、特別会計を合わせた全体の予算額は39億168万5,000円となります。

59ページをお開きください。具体的な内容でございますけれども、経営構造対策事業2,231

万7,000円の増額についてでございます。これは平成6年度から7年度にかけて、都城農協が農業構造改善事業により整備いたしました農畜産物直売所、「JA ATOM」と呼んでおりますけれども、これにつきまして、当施設の用地を有償譲渡することに伴いまして、当該施設を処分することになったために、時価評価額の補助金相当額を都城市及び県を経由いたしまして国に返還するものでございます。

地域農業推進課は以上でございます。

○児玉畜産課長 畜産課でございます。補正予算について御説明させていただきます。

歳出予算説明資料の61ページをお開きください。畜産課の平成22年度の11月補正予算額は、一般会計で1億7,524万3,000円をお願いしております。その結果、補正後の額は、601億3,762万3,000円となります。

次に、63ページをお開きください。(事項)家畜防疫対策費のうち、埋却用地確保支援事業262万9,000円の増額補正であります。事業の内容といたしましては、殺処分された牛・豚等の埋却地に環境対策を施しながら適正に管理するため、使用不能による逸失利益(地代相当分)及び環境対策に係る経費について支援を行うものであります。口蹄疫復興対策に伴う補正予算として6月補正を行ったものですが、その後、埋却地の増加に伴い、所要の金額を再補正するものでございます。

次に、(事項)口蹄疫復興対策事業費のうち、1の埋却農地再生利用対策事業1億400万円の増額補正であります。事業の内容といたしましては、県農業振興公社の実施する農地保有合理化事業により確保されました農地を有効活用するために、埋却地の環境対策や保全管理などの課題解決に必要な経費につきまして補助する

ものであります。このうち、埋却地の草刈りや石・れきの除去に要する経費につきましては、9月補正を行ったところでございます。今回は、埋却農地について将来売り渡しをする際に、殺処分した家畜の埋却地であることから、取得額と売渡額との間で売却損の発生が懸念されますため、あらかじめこの売却損を見越した額に対して補助する所要の金額を再補正するものでございます。

次に、家畜防疫指導強化対策事業6,861万4,000円の増額補正につきましては、新規事業でございますので、別冊の環境農林水産常任委員会資料で御説明いたしたいと思っております。

常任委員会資料の3ページをお開きください。1の事業目的にありますように、県内の農場の飼養衛生管理基準の遵守状況を早急に点検し、県内の家畜防疫体制の強化を図るものでございます。事業の内容といたしましては、緊急雇用創出臨時特例基金を活用し、雇用した巡回員によりまして、県内すべての牛・豚農場を対象に飼養衛生管理基準の遵守状況を点検し、農場における防疫意識の向上を図ることで、口蹄疫等の家畜伝染病の発生防止に資するものでございます。具体的には、雇用者2名1組で県内農場を巡回し、農場の衛生管理状況を点検するもので、本年度は、県内1万300農場のうち約半数を対象としておりまして、1日当たり48名、3カ月で延べ2,880名の雇用を予定してございます。予算額は6,861万4,000円、事業期間は平成22年度から23年度の2カ年間としております。

畜産課からは以上でございます。

○上杉農政企画課長 それでは、委員会報告事項のほうに移りたいと思っております。お手元の環境農林水産常任委員会資料の5ページをお開きください。

第七次宮崎県農業・農村振興長期計画の素案についてでございます。

まず、1の検討経過と今後の策定スケジュールについてでございますが、これまでの検討の過程といたしましては、昨年6月に策定の考え方を、また、昨年の9月に計画の概要や重点的に検討すべき事項などを示した基本的な方針を、また、本年3月に長期ビジョンの将来像の案を作成いたしまして、農政審議会の審議を踏まえ、資料の中の黒い丸にございますように、本委員会に御報告させていただいているところでございます。なお、本年4月から8月にかけては、口蹄疫の発生に伴う防疫・復興対策等に伴い、策定作業を一時中断しておりましたが、9月以降、長期ビジョンの将来像の実現に向けました検討を進めてまいりました。その検討結果を計画素案として取りまとめ、10月21日に開催いたしました農政審議会で御審議をいただき、本日、本委員会に御報告させていただき次第でございます。

今後のスケジュールにつきましては、資料の下のほうになりますが、来年1月に農政審議会にて計画案の審議を、翌2月に農政審議会にて答申をいただき、2月の定例県議会に議案として上程することとしております。最終的には来年3月の公表を予定しております。

それでは、計画の素案の概要につきまして御説明させていただきます。

資料の6ページをごらんください。(1)本県農業・農村の課題についてでございますが、本年4月に発生いたしました口蹄疫は、農業はもとより、県内のあらゆる産業に影響を与えておりますことから、本県の農業の将来像を考える上で、早期に畜産の再生・復興を果たした上で、次代を担う成長産業としての農業の実現に取り

組んでいく必要があると考えております。

まず、資料上段の青の点線の枠内でございますが、左側の農家戸数及び農業従事者の推移(トレンド)をごらんいただきますと、このままの趨勢でいった場合には、10年後の平成32年には、総農家数4万4,000戸が3万2,000戸に、基幹的農業従事者も4万4,000人が2万6,000人になると見込まれております。この下降線をいかに緩やかにするかが目標値を含めた重要なポイントであると考えておまして、現在、最終的な詰めを行っているところでございます。また、右側の年齢別の農業就業人口の推移をごらんいただきますと、本県農業・農村においても着実に高齢化が進行しており、今後、産地における生産活動や集落機能の衰退、さらには農業・農村の多面的機能の低下も懸念されているところでございます。

このため、中段の赤の二重線の枠内でございますとおり、農業法人や認定農業者、集落営農組織などの意欲ある多様な担い手の育成・確保を基本としながらも、さらに、他産業からの新規参入などの促進が必要であると考えております。

次に、その下の青の点線の枠内でございますが、先般、国におきましては、TPPに関して関係国との協議を開始するとの方針が決定されたところですが、現状においても、輸入農産物の増加などに伴う農産物価格の低迷や、燃油・配合飼料等の価格高騰などの影響を大きく受けており、大変厳しい経営環境に置かれております。御承知のとおり、我が国は世界最大の食料純輸入国であり、食料自給率も40%となっております。一方、県内に目を向けますと、下段の左側の県内JAのA重油税込み価格の推移や、右側の配合飼料価格の推移をごらんのとおり、

平成17年～18年ごろから高騰し、依然として高どまりしている状況にあります。

このため、一番下の赤の二重線の枠内にはありますが、品質や技術の向上などによる所得の確保を基本といたしまして、新たな経営の柱として、加工・業務用需要に対応した土地利用型農業の拡充・強化や、東アジアの富裕層をターゲットにいたしました高品質な農畜産物などの輸出拡大に取り組んでいく必要があると考えております。

次に、7ページをごらんください。近年の海外におけるバイオ燃料や穀物の需給等についてでございます。

まず、上段の左のバイオ燃料の生産量見通しでございますが、近年の原油価格の高騰や国際的な地球温暖化対策、エネルギー安全保障への意識の高まり等を背景に、バイオエタノールやバイオディーゼル等のバイオ燃料の需要が急増しており、今後ますます需要が増加すると見込まれております。一方、右側の穀物の生産量、需要量、期末在庫率の推移をごらんいただきますと、近年、世界における全穀物の期末在庫量の割合が大幅に減少しております。

このため、下の赤の二重線の枠内にはありますが、現在、本県農業は、燃油・肥飼料など輸入資源に大きく依存した生産活動を展開していることから、今後は、木質や家畜ふん尿などのバイオマス資源、太陽光・太陽熱などの再生可能エネルギーなど、県内に豊富にある未利用資源の積極的な活用などによる輸入資源依存度を低減する農業への転換が必要であると考えております。

次に、中段の青の点線の枠内ではありますが、農村地域の過疎化や高齢化の進行に伴い、地域活力の低下が進んでおり、真ん中の耕作放棄地

面積等の推移、農作物における鳥獣被害の推移をごらんいただきますと、年々、耕作放棄地や鳥獣被害が増加しております。さらには、農村地域の景観や伝統・文化などの貴重な地域資源や多面的機能の喪失も懸念されているところでございます。

このため、中段の赤の二重線の枠内にはありますが、地域特産物などの地域資源を活用した農商工連携や6次産業化等を進め、農業所得や就業機会の確保などを通じた農村地域の活性化に取り組んでいく必要があると考えております。

次に、下段の青の点線の枠内にはありますが、今回の口蹄疫の発生により、県内産業全般に大きな影響が生じております。また、食品偽装表示などを契機に、消費者の食の安全に対する関心や国産志向が一層高まっております。

このため、一番下の赤の二重線の枠内にはありますが、口蹄疫などの今後の再発防止に向けた家畜防疫及び衛生体制の強化や、再生・復興に向けた農業セーフティネットの充実・強化に取り組んでいく必要があると考えております。また、県民や消費者の農業・農村に対する信頼の確保や理解を得るため、安全な食料の生産供給に向けた取り組みや情報発信などを積極的に進める必要があると考えております。

次に、8ページと9ページの見開きの資料をごらんください。(2) 目指す将来像と4つの視点でございますが、これまで御説明申し上げた課題を踏まえ、10年後の本県農業・農村のあるべき姿といたしまして、4つの視点から将来像を描いております。

上段の文章の中にもございますように、農業を取り巻く情勢が大きく変化している今だからこそ、本県の農業・農村の全国に誇れる潜在力をフルに発揮しながら、構造改革を進めていかな

ければならないと考えております。下の円の中心にあります「新たな成長産業化への挑戦」に向け、農業以外の他産業や、九州各県などの他地域、大学や企業などとの多様な連携と参入を基本に、農業所得の向上、資源・環境の利活用、農村地域の活性化、そして食料供給産地の責務の遂行の4つの視点からの取り組みを進め、それぞれの目指す将来像をお示ししております。

なお、この資料の視点の4でございますが、本年2月の定例県議会における報告の際には、食料自給力の向上として将来像を描いておりましたが、今回の口蹄疫の発生を踏まえ、食料供給産地の責務の遂行として、一部位置づけを見直しておるところでございます。

次に、資料の10ページをごらんください。(3)戦略プロジェクトでございます。

上段の青の枠にありますとおり、その下の①から④にある4つの戦略プロジェクトは、本県の基幹産業である農を核とした多様な連携と参入を促進することを基本としております。本県農業が将来にわたり県内の基幹産業としての役割を果たしていくため、他産業などとの連携と参入による産地構造改革や農商工連携、さらには農業・農村と2次・3次産業の融合、いわゆる6次産業化に積極的に取り組む必要があると考えております。

また、農業と他産業がそれぞれ有する人材や技術、資金などの経営資源や、これまで培ってきたノウハウなどのマッチングにより、例えば医療や福祉分野と連携した機能性食品などの新商品開発や革新的な新技術の発見など、新たなビジネスモデルの創出が期待されております。

まず、視点1に対応します農業所得向上プロジェクトですが、連携と参入による意欲ある多様な担い手の育成・確保や、農業・農村

にある農地、技術、経営ノウハウなどの各種の農業資源の円滑な継承とフル活用を進めてまいりたいと考えております。また、新たな付加価値の創出に向けた土地利用型農業の展開や産地の加工機能の強化など、多様化するニーズを起点といたしました生産・供給体制への転換を進めてまいりたいと考えております。さらに、健康と環境に着目した新たな付加価値の創出や、食の安全・安心などのトップランナー産地の構築によるみやぎきブランドの向上、東アジアをメーンターゲットとした輸出の拡大に対応できる環境づくりなどに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、視点2に対応いたします資源・環境の利活用プロジェクトですが、県内未利用バイオマス資源などの施設園芸などにおけるエネルギー利用や畜産における飼料活用など、資源の有効活用を進めるとともに、化学肥料や農薬の使用量低減等による環境保全型農業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。また、太陽光などの再生可能エネルギーの農業分野における利用促進や、農業の省石油化・脱石油化に向けた生産技術の開発・普及に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、視点3に対応いたします農村地域の活性化プロジェクトですが、地域特産物などの農村が有する地域資源を核といたしまして、他産業などとの多様な連携や参入を促進し、農村地域における農商工連携や6次産業化の取り組みを拡大してまいりたいと考えております。

最後に、4つ目の視点に対応いたします食料供給産地の責務の遂行プロジェクトですが、家畜防疫の強化による安全な畜産モデル産地の確立や経営の多角化に向けた対策の強化とともに、全国トップレベルの残留農薬分析や消

費者に安全・安心を提供するための監視体制の強化などに取り組んでまいりたいと考えております。また、産地や教育機関、民間企業、団体並びにNPO法人との協働による食育地産地消運動の推進や農業・農村の役割や貢献度等についてわかりやすい情報を発信し、食と農に対する県民理解の醸成に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、11ページの(4)の施策の体系でございますが、これにつきましては、先ほど御説明いたしました4つの戦略プロジェクトを展開するための各施策の体系図となっております。4つの戦略プロジェクトに対応いたしました4本の施策を柱に、それぞれの課題解決に向けた個別の施策を展開する予定としております。

最後になりますが、12ページの長期計画の全体構成をごらんください。本計画は、大きく3編で構成することといたしております。

まず、青色の枠が第1編、長期ビジョンで、計画の目標と本県農業・農村が目指す将来像、その実現に向けた戦略プロジェクト等を整理することとしております。次に、その下の赤の枠が第2編、基本計画で、第1編の長期ビジョンに掲げた目指す将来像の実現に向け、今後5カ年間の具体的な各種施策をお示しすることとしております。最後になりますが、一番下段の茶色の枠が第3編、地域別ビジョンとなります。

以上、簡単ではございますが、第七次宮崎県農業・農村長期計画の素案の概要につきまして説明を終わらせていただきます。

○鹿田水産政策課長 委員会資料の13ページをごらんください。第五次宮崎県水産業・漁村振興長期計画素案についてでございます。

まず、1の検討経過と今後の策定スケジュールについて御説明いたします。

策定作業につきましては、ただいま説明のありました農業の長期計画と同様に進めているところでございますが、本年2月の議会におきまして、長期ビジョンに関する御報告を行った後、それを踏まえた基本計画、具体的な施策になりますが、この検討作業を進めまして、11月に開催しました水産業・漁村振興協議会におきまして、長期計画の事務局案に対する御審議をいただきまして、本日、当委員会におきまして計画素案として御報告させていただいているところでございます。今後につきましては、来年3月の公表をめぐりに、ここに記載しておりますスケジュールに従って作業を進めさせていただくこととしております。

続きまして、資料の14ページの2の長期計画素案の概要につきまして御説明させていただきます。

まず、本県水産業・漁村の現状についてでございますが、①の海面生産量生産額の推移を見ますと、最近の生産量は約11万トンとなっております。ピーク時の約50%、生産金額につきましては約380億円となり、ピーク時の約75%に減少しているところでございます。また、②で、特に沿岸漁業について少し短い期間の生産量の推移を見てみますと、平成の初期に比べまして約3分の1から4分の1に減少しております。日向灘の沿岸資源の減少が顕著であることがわかると思います。続きまして、③の海面漁業就業者の推移ですが、平成20年の就業者数につきましては約3,300人となっております。これは昭和58年当時の約50%となっております。また、このうち60歳以上の就業者の比率というものが36%を占めておまして、高齢化も進展している状況でございます。④の経営体の推移につきましても、就業者数の減少に比例して少なく

なっております、平成20年時点で1,402経営体となっております。

次に、15ページの⑤の漁船の推移ですが、建造してから15年以上経過し、老朽化が進んだ漁船の割合というものが約80%以上を占める状況でございます。このため、船の安全性の確保ですとか、新しい船への更新というものが課題となっております。また、⑥の国際的な資源管理の進展でございますが、本県の基幹漁業でありますカツオ・マグロ漁業につきまして、図にありますとおり、マグロ類が分布するすべての海域で国際漁業管理機関というものが設置されております。資源管理というものは強化される方向にあるんですが、このような状況に対応する必要が生じているという状況です。⑦の燃油価格等の高騰でございますが、漁業収益に大きく影響します燃油や養殖魚のえさ、漁業資材などの価格というものが、国際的な需要の増大ですとか、商品市場への投資資金流入等によりまして、今後も上昇傾向が続くと見られております。このため、漁業経営を取り巻く環境というものは依然として厳しいものと思われまます。最後に、⑧の漁港と漁村についてでございますが、漁港・漁村の整備につきましては、計画どおり進んでいます一方で、既存の施設の老朽化、利用者の高齢化等に対する対策、食品の安全性確保のための漁港施設の衛生対策の高度化というものが必要となっている状況でございます。

以上が、本県水産業・漁村の現状であります。

次に、資料の16ページをお願いいたします。現状では、御説明しましたとおり、経営基盤の脆弱化や経営環境の悪化、漁業資源の悪化などによりまして、漁業経営の収益性というものが非常に悪化しております。このような状況を考えますと、水産物の安定供給への支障ですとか、

漁村地域の衰退というものが懸念されます。このため、今回の具体的な施策、基本計画の検討に当たりましては、収益性の向上、資料では儲かると表現しておりますが、これを主眼に作業を進めております。採算性の向上につきましては、資料の左側にありますとおり、コストの削減、魚価向上のための付加価値向上、資源の回復というものが取り組みの要素となりますが、それを実現するための課題につきましてここに整理しております。

まず、コストの削減と付加価値向上を実現するために、経営や販売力の強化などが必要であるということで、その具体的な課題を①から⑤に記載しております。また、水産資源の回復を実現するために、資源管理や環境保全等が必要であるとして、その具体的な課題を①から⑥に記載しております。

さらに、これらコスト削減、付加価値向上、資源の回復を実現するためには、下段にあります水産業を下支えする漁港や漁村の基盤整備のほか、漁村や地域の活性化というものが必要であるとしまして、その具体的な課題を①から⑥に整理しております。

また、これらの課題を解決するために必要な施策の展開方向につきまして、同じ資料の右側に記載しておりますが、次期長期計画では、ここにあります3つの大きな柱を施策体系として整理しております。

まず、1つ目の漁業経営の強化と人材の確保・育成ですが、この柱の中では、競争力のある経営体の育成、競争力のある生産・流通体制の構築、経営を支える人材の確保・育成に係る施策を展開しまして、経営指導や人材育成等の各種取り組みを行うことにより、コストの削減と付加価値向上を図ることとしております。

2つ目は、水産資源の確保と水域環境の保全になりますが、この柱の中では、水産資源の回復と適切な利用の推進、水域環境の保全と環境変化への対応に係る施策を展開し、科学的根拠に基づいた資源管理等の取り組みを行いまして、水産資源の回復を図ることとしております。

3つ目の漁港の機能強化と漁村・地域の活性化でございます。この柱の中では、漁港機能の保全強化、漁村・地域の活性化に係る施策を展開しまして、6次産業化や他産業との連携など各種取り組みを行うことにより、水産業を下支えする漁村・地域の活性化を図ることとしております。

これらの取り組み等によりまして、第五次長期計画の基本目標としております資源回復と経営力の強化による持続可能な水産業・漁村の構築を目指すこととしております。

次の、資料17ページのイラストにつきましては、第五次長期計画の将来像のイメージを示したものでありますけれども、御参考としてここに含めておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、資料の18ページをごらんください。現在の長期計画と新しい第五次長期計画の施策の体系を示したものでございます。現在の長期計画におきます資源・環境、経営・担い手、漁港・漁村地域の3つの分野につきましては、今回検討しております新しい長期計画におきましてもその柱立てをしております。一方、水産技術開発の分野につきましては、新しい長期計画の中では、各分野の基礎的取り組みに当たるということで、これら3つの分野の中で整理しまして、柱立てはしておりません。

最後に、資料の19ページをごらんください。第五次長期計画の全体構成を示したものになり

ます。現在の長期計画の構成を踏襲した内容となっておりますけれども、資料の下のほうにあります基本計画のうち、先ほど御説明いたしました第2章の施策の具体的な展開方向につきましては、この中で数値目標を設けております。この目標につきましては、その項目や数値について今後精査することとしております。また、第3章には漁業種別・産業別施策の展開方向というものをまとめてございます。これにつきましては、第2章の内容を主な漁業種類ごとの課題を踏まえまして整理し直した内容となっております。

説明は以上です。

○児玉畜産課長 常任委員会資料の20ページをお開きください。口蹄疫からの経営再開に向けた取り組み状況等について御説明いたします。

まず、1の県内家畜市場における価格の状況についてでございます。県内の子牛競り価格につきましては、9月期競りでは比較的高値で推移をしておりましたが、10月期に入りますとやや低下してきたものの、前年と比較すると全市場において高値で推移してきております。11月期では、後半に開催された市場では前回価格を上回る傾向が見られましたが、全体的には10月期とほぼ同じ価格で推移しているところでございます。詳細につきましては、下の表とグラフに示しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、資料の21ページをごらんください。2の手当金等の精算払いの状況についてでございます。概算払いにつきましては、疑似患畜農場、ワクチン接種農場のいずれも9月中旬には終了し、現在は精算払いを進めておるところでございます。殺処分した29万頭の家畜1頭ごとに、年齢、血統、導入価格などの多くの項目につき

まして評価する必要があり、時間を要しているところがございます。11月24日までの支払い状況につきましては、表にありますように、疑似患畜の手当金につきましては全体の約70%で評価が終了しております、16件で2億3,000万円余の支払いが完了しております。一方、ワクチン畜の補てん金につきましては、全体の96%で評価が終了し、906件で109億円余の支払いが完了したところがございます。

次に、3の家畜の導入状況について御説明いたします。表には各市町の家畜の導入状況を示しております。まず、宮崎市などの4市につきましては、9月から10月にかけて導入を開始しており、11月22日時点で175戸において2,607頭が導入されております。また、児湯5町につきましては、11月1日から導入を開始しておりますが、22日時点で205戸において3,332頭が導入され、全体で380戸の5,939頭となっております。今後とも、関係機関と連携し、経営再開に向けた計画的な導入を推進してまいりたいと考えております。

4の再生・復興に向けた取り組みについてであります。まず、(1)の消毒体制の徹底につきましては、毎月20日を「県内一斉消毒の日」と定め、防疫意識の向上に向けた啓発活動を実施しております。実施状況は、県内全域200戸程度の抽出調査によりますと、10月で91%、11月で98.5%となっております。次に、(2)の農場における防疫対策の徹底では、農場衛生管理マニュアルを配布するとともに、飼養衛生管理基準の遵守状況等の点検のため、農場巡回等を実施することとしております。また、(3)の特定疾病のないモデル地域構築では、豚につきましては、「新生養豚プロジェクト」を中心に取り組みを協議中であり、牛につきましては、現在、

経済連、JA等と具体的な実施方法を協議しているところがございます。

次に、資料の22ページをお開きください。5の口蹄疫復興対策に係る国の対応についてでございます。

まず、(1)の口蹄疫畜産再生基金事業についてであります。この基金は、農畜産業振興機構に口蹄疫畜産再生基金を設置し、これを財源といたしまして事業を実施するというものでございます。事業規模は50億円で、期間は平成24年度までの3年間となっております。また、取り組みに当たりましては、事業費の3分の2以内が基金から支出されることとなっております。取り組み内容につきましては、黒ぼつで記載しておりますように、肉用牛資源供給体制の整備に対する支援やTMRセンター及び堆肥センターの整備への支援など、7項目となっております。これらの実施に向けましては、現在、国や機構と詳細を詰めておるところでございます。

次に、(2)の食料自給率向上・産地体制緊急対策であります。口蹄疫の発生により被害を受けた地域におきまして、耕種農業への転換等による地域の農業の復興を図るために必要な農産物処理加工施設の整備等を支援するというものでございます。予算額は20億円、事業期間は平成22年度となっております。補助率につきましては、施設整備が2分の1、機械等の導入が3分の1以内であるというふう聞いております。

次に、(3)の運用益活用型の基金についてであります。この基金につきましては、宮崎県出資の財団法人が基金を創設し、運用益をもとに事業を実施するものでございます。基金規模は1,000億円程度で、事業の実施期間は5年間で、

観光振興など地域の実情に応じた事業を行うこととなっております。

続きまして、別紙で資料をお配りしておりますけれども、韓国における口蹄疫と島根県における高病原性鳥インフルエンザについて御報告させていただきます。

まず、1の韓国における口蹄疫の発生についてであります。11月29日に韓国東部の慶尚北道において、2戸の養豚農家と、そこから南西約8キロメートルに位置する1戸の牛農場で発生が確認されております。なお、裏面に地図をつけておりますので、御確認いただきたいと思いますが、右下の慶尚北道、この時点ではまだ豚の2戸しか入っておりませんけれども、ここで新たに牛1戸が出たということでございます。表面に帰っていただきまして、防疫措置につきましては、養豚農場から半径約3キロ以内と牛農場から半径500メートル以内の偶蹄類の予防的殺処分が実施されるということでございます。また、危険区域、警戒区域、管理区域に区分し、それぞれに移動禁止等の防疫措置がなされるということでもあります。

我が国の対応でございますが、韓国からの偶蹄類の動物の肉及び稲わら等の輸入禁止をするとともに、韓国からの旅客に対しまして靴底消毒の徹底を行っております。

次に、2の島根県における高病原性鳥インフルエンザの発生についてであります。11月29日に島根県の安来市において、採卵鶏農場1戸で疑似患畜が確認されております。発生の経緯につきましては、11月29日に島根県が通報を受けまして立入調査を実施した結果、簡易検査で5羽中3羽に陽性が確認されております。遺伝子検査ではH5亜型を確認しておりまして、その後、約30羽の死亡が確認されたことから、この

時点で疑似患畜とされております。防疫措置といたしましては、当該農場の家禽の殺処分・焼却を行うとともに、周辺農場の発生状況調査や消毒ポイントの設置がなされております。また、農林水産省の専門家及び動物検疫所からは緊急支援チームを現地に派遣されておるところでございます。

発生を受けましての本県の対応でございます。まず、畜産農家に対しまして、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの発生情報等の周知を行ったところでございます。2番目に、宮崎空港や細島港、油津港における防疫対策の強化について依頼を行っております。また、庁内連絡会議を開催いたしまして、発生情報の共有化を図りますとともに、市町村を初め、関係機関・団体を参集いたしまして緊急防疫会議を開催し、畜産農家への発生情報の周知や防疫対策の徹底等を指導したところでございます。

畜産課は以上でございます。

○十屋委員長 ありがとうございます。執行部からの説明は以上であります。議案等について、平成22年度一般会計補正予算（第8号）と議案以外の報告、損害賠償を定めたことについての質疑をお願いいたします。

○福田委員 55ページの受託事業費でございますが、日本植物防疫協会は農業試験場の隣接にあるところですがね。

○井上営農支援課長 日本植物防疫協会につきましては、東京のほうに本部がございまして、試験場にあるのは宮崎農場ということになります。

○福田委員 そうしますと、私、宮崎に試験農場ができた時点から知っているんですが、従前から農業試験場と植防とのタイアップした試験研究はやられているわけですか。発表は余り議

会等にはなかった。どうですか、それは。成果とか。

○串間総合農業試験場長 これは、全国的に新規農薬登録とかそういったものについて、登録に向けて試験をしていくということで、かなり前から継続的に実施しておる受託事業でございます。

○福田委員 本県は農業が非常に盛んですから、植防が進出してくれたわけですが、農薬の登録の問題等も、たまたまこの予算が出たからお尋ねするんですが、農業試験場の試験研究体制と日本植物防疫協会のタイアップをさらに強化して、早目の農薬登録等がとれるようにお願いしたい。あることを知っている人は少ないと思うんです。これは大事なことなんですね。たまたま宮崎県にはそういう国の機関が来ていますから、ぜひお願いしておきたいと思います。

○十屋委員長 ほかがございませんか。

○緒嶋委員 63ページ、埋却農地再生利用対策事業、これは、それこそだれか土地を取得すればありがたいわけですが、それまでの管理というのはどういう形でなされるわけですか。

○山内連携推進室長 これにつきましては、農業振興公社が緊急的な埋却地の確保を図るために農地保有合理化事業の仕組みを活用して取得した農地に係るものでございます。したがって、買い入れた農地につきましては、将来的に担い手に売り渡すということになりまして、資金借り入れが10年間ということでございますので、10年以内は農業振興公社のほうで管理をするという形になります。

○緒嶋委員 10年管理してそれが売れなかった場合はどうなるんですか。

○山内連携推進室長 もちろん、次の担い手に売り渡すという農地保有合理化事業の中でやっ

ておりますので、売り渡しに向けて関係機関と協議して円滑な対応を図っていくということでございます。今回の措置につきましても、いわゆる埋却地ということで使用された農地でございますので、売却する際の差損が生じることが予想されるということで、それに基づきまして国と協議をして、あらかじめ補てんして、売り渡し価格を下げっていくという措置をとることにしております。

○緒嶋委員 今言われたとおり、埋却地を早く処分したほうがいいわけです。そのためには、できるだけ買い入れる人の立場に立って、安くても処分して売買が残らんように、また、それを有効に活用するということは重要なことですので、そういう意味では、差損が出ても早く売り渡すという努力は当然すべきだと思いますので、その努力をしていただきたいと思います。

○星原委員 同じページの家畜防疫指導強化対策事業、これについての説明をもう少し詳しくしていただけませんか。

○児玉畜産課長 この事業につきましては、先ほど御説明したところなんですが、緊急雇用創出臨時特例基金を活用いたしまして、1日当たり48名の巡回員を雇用いたしまして、当面、今年度につきましては3カ月間、延べ日数で60日程度を考えておりますが、延べ人員で2,880名程度になります。こういった方で各農家を巡回していただくということで、委員会資料の3ページの一番下に、各家畜保健所管内の農家戸数がそれぞれ書いてございますけれども、宮崎家保におきましては6班、都城家保管内では12班、延岡家保管内で6班という班編成をして農家を巡回して、飼養衛生管理基準が適正に遵守されているかといったことを調査いたします。必要があれば、その後、家畜防疫員が行って指導す

るということにしております。

○星原委員 今、説明で、中身は新規雇用のあれでやられるということなんです、採用される人員の中身といいますか、家畜関係に詳しい関係の人なのか、そうじゃなくて、単純に見回りすればいいということなのかというのがあると思うんです。私はこの前、授精師の人たちと飲み方をして話を聞く中で、今、20日が消毒の日になっていますね。そうすると、生産の人たちなんです、消毒槽も置いていないと、済んで何カ月もたっていないのにそういうのも置いていないみたいなどころありますよという話を聞いてびっくりしたんです。やはり家畜のことに詳しい人たち、場合によっては、授精師さんとか削蹄師さんとか獣医さんとか、そういう人たちの協会と協議してやっていかないと、ただ見て回るだけで本当にその辺がうまく機能するのかなと、先ほど説明を聞きながら思っていたんですが、その辺についてはどうなんですか。

○児玉畜産課長 雇用につきましては、畜産関係のところに雇用されて失業されていた方が入っていただけるのが一番いいんですが、そういった方の人件費が半分以上あればこの基金が使えるということでございます。そのほかにも、今、委員がおっしゃいましたような方々の雇用も可能でございますので、そういったものも今後検討していきたいというふうに思っております。

○星原委員 そして、指導員ということになると、ある程度いろんなことに詳しくないと、ただ、置いていますか、どうしていますかと、回りましたよという形で果たしていいのかな。ポイントをちゃんと押さえられる人がやっていかないと、経費をかけてこういうことをやります、こういう事業ですと我々に説明いただくんです

けれども、本当に効果が出るのかどうかというところまでよく考えていかないと、ただ人を回して、マル・バツかどうかわかりませんが、そういう形でチェックしていきましたよという形で果たして防げるのかな。あるいは本当に目的を達成させられるのかなという懸念があるんですが、その辺まで考えての今回の事業になっているんですか。

○児玉畜産課長 確におっしゃいましたような懸念はあろうかと思っておりますので、雇用される方が決まりましたら、家畜保健所の防疫員が中心となりまして、十分な研修はしていきたいというふうに考えております。飼養衛生管理基準がどういうものかというものや、どういったところにポイントを置いて点検していけばいいのか、そういったことを十分研修させた上で調査に入りたいというふうに考えております。

○星原委員 前に一回話したと思うんですが、うちの近くの養豚農家で、昔、獣医さんがいろんな農家を周りながら長靴のままに入ってうちにも病が入ったと。ですから、その養豚農家の人は、長靴を3足ぐらい用意しておって、いろんな人が入ってきたときには、農場に入れるのに、自分のところの長靴を履いてしか中に入れないとか、そういう話をしたと思うんですが、非常に敏感にしているところとそうじゃないところ、いろいろあると思うんです。こういうことをやっていくとなると人が動くわけですから、その辺のところにも明るい人でないと、逆にどうなのか。こういう事業をやっていますよというだけで果たしていいのかなと思いついて聞いたところだったんです。新規でこういう事業をされるわけですから、そういう点についてしっかりとした形で指導して、出かけていった先の農家の人たちにもちゃんと説明ができる、何の

ための事業なのかというのをちゃんとやって、農家が徹底するようにやっていかないと、ただ事業をやるだけで果たしていいのかなという気持ちがありますので、その点については十分考えてやっていただきたいというふうに思います。

○権藤委員 予算説明資料の59ページ、国庫補助の返還ということでこれはこれとしてわかるんですが、実際に、いつの年度に計画をして、ある程度事業効果があって、そして今は土地を売却して補助を受けた分を返しますよと。そういう事業の評価を含めた、都城の直売所という話でしたが、最初の計画と、どういう経緯で廃止するようになったとか、一応成果はこういうふうにありましたという、一連の説明をお願いいたします。

○山之内地域農業推進課長 経営構造対策事業関連の国庫の返還の関係でございますけれども、この施設は、平成6年度から平成7年度にかけてまして、総事業費1億9,100万円で整備したところでございまして、補助金の額は9,000万円でございます。評価ということでございますけれども、こちらのほうの売り上げ目標が約2億7,800万円でございますけれども、平成19年度から20年度、21年度の数字を見てみますと、5億以上の売り上げがございまして、目標の2倍以上の売り上げがございまして、非常に重要な施設でございました。

売却に至った経緯でございますけれども、都城市内の焼酎メーカーが、隣接したところに工場を増設する計画を持っておりまして、そこでJAさんのほうにこちらの施設を含めて用地の買収を申し入れたところでございます。JAさんとしては、工場の規模拡大によりまして焼酎用原料のカンショの増産が見込まれる。それが農家所得の向上につながるということで、こち

らのほうの用地を譲渡して、そのためにこの施設を処分するというところになったところでございます。

○権藤委員 解釈としては、民営化を含めたそういう機能については、発展的に引き受けてくれる大手の醸造メーカーがあって、販売の機能はある程度存続するんですか。

○山之内地域農業推進課長 JA都城としては、当面は、別のところに小規模な代替施設を整備いたしまして、来年度をめどといたしまして同じような代替施設を建設したいという意向でございます。

○徳重委員 ただいま権藤委員がおっしゃったことで再度お尋ねしますが、前年度は「マック」という事業体だったと思うんですが、幾らの補助金をもらっていらっしゃったんですか。

○山之内地域農業推進課長 事業費1億9,100万円に対しまして、補助金の額は9,000万円でございます。

○徳重委員 返還される2,231万7,000円というのは、どういう試算になってこの数字が出たんですか。

○山之内地域農業推進課長 固定資産の評価額を基準にいたします。ことしの評価額が4,700万円程度でございます。補助割合が0.47ぐらいでございまして、それを掛けまして2,231万7,000円という計算になったところでございます。

○徳重委員 この施設は、都城でも売り上げその他非常に順調に評価されておったわけです。当然、農協さんも代替施設をつくられるということになるかと思いますが、その時点でもやはりこの事業の補助を受けられるものでしょうか。同じような事業をやる場合。

○山之内地域農業推進課長 事業主体のJAとしては、自己資金でという意向でございます。

○高橋委員 家畜防疫指導強化対策事業関連でお尋ねするんですが、星原委員も心配されていまして、どんな人が雇用されるかということなんです。大切な事業だとは思いますが。緊急ですから、48人、こういう時期ですので、応募はあると思うんですけども、派遣会社に丸投げするような雇用ではないんでしょうね。

○児玉畜産課長 一応、人材派遣会社のほうに委託したいというふうに考えておりますが、そういった懸念もございまして、畜産業に従事されてそこを解雇された方、できるだけそういった方を雇用していただきたいというふうに考えておりますので、そういった要望等もしていきたいと考えております。

○高橋委員 この雇用というのは23年度までの事業ですので、引き続き同じ人が雇用されるという認識をしていいんでしょうか。

○児玉畜産課長 同じ方がなられる場合もあるかと思いますが、基本的には、この方々が指導されるということではございませんで、あくまでも点検チェックということでございまして、指導が必要なところは、家畜防疫員が適切に指導していくということでございまして、ある程度畜産に携わっておられる方がもちろんいいわけですけども、十分に研修した上で派遣したいというふうに考えております。

○高橋委員 大事な調査だから、安易に見逃してほしくないわけです。マニュアルシートみたいなものが多分つくられると思います。それに沿って調査させると思うんです。おっしゃるように、指導は家畜防疫員の方々がされると思うんですが、要は、専門的な見地、先ほどからおっしゃっていますように、家畜、そういった関係に携わった方じゃないと、初めて入る人というのは当然無理だと思うんです。今おっしゃ

るように、いろいろ人選なり、派遣会社であれば、派遣会社にいろいろ条件等なり、その後の研修なりされると思いますが、恐らくこの調査というのは1回きりじゃないかというふうに私も思ったりするんです。1回きりであるということがまた問題なんです。いきなり調査に行かれて、その後、指導に基づいて農場を保健・衛生面でしっかりされると思いますが、やっぱりその後に繰り返しちゃうんですね。

私がここで言いたいのは、先般出されました口蹄疫の報告書に、宮崎県は家畜防疫員が極端に少ないという資料が出ていました。私はここだと思っております。それなりの人員が配置されて、一年間を通して日常的にチェックができるような、指導ができるような体制を一日も早くつくる。そういう動きをされていると思いますが、この調査は調査で大事なことだと私は思います。ただ、調査の仕方を誤ると、せっかくお金かけてやるわけですから、派遣会社に委託して、私たちとしては不本意ですけど、派遣会社とのいろんな条件のやりとりなり、決まった後の調査員の指導なり、そこを徹底してやってください。お願いします。

○十屋委員長 ほかありますか。

それでは、次に、その他の報告事項について質疑はございませんか。

○緒嶋委員 第七次農業・農村振興長期計画ですけれど、これは昭和35年から始まったわけでありまして、5年後の平成27年の県の農業生産額はどのくらい見ておられるんですか。

○上杉農政企画課長 今回の長期計画の策定に当たっては、農業産出額につきましては、今のところ、見込みは、具体的に何億円になるという目標は立てていないところでございます。

○緒嶋委員 なぜ立てんわけですか。立てん理

由。

○上杉農政企画課長 農業を取り巻く情勢が目まぐるしく変化する中で、資料の6ページにございますけれども、農家戸数でありますとか、農業従事者という形で、これはあくまでも目標じゃなくてトレンドでございますけれども、このままいってしまったらかなり厳しい状況になるという中で……。

○緒嶋委員 少なくとも計画で、将来の所得もわからん、生産額もわからんというのを計画と言えるんですか。

○上杉農政企画課長 先ほど目標を立ててないという話を申し上げて済みませんでした。今現在まだ出していないんですけれども、今後計画を固める中で、来年の1月にはそれも含めて出すということで今検討しているところです。

○緒嶋委員 それは当然出さなきゃ、課長が出さないなんのいうことを最初から言われると、これは何のための計画かわからんですわ。

その中で、私は、絶対長期計画は立てなきゃいかんと思うんです。今は190万円が1戸当たり農業所得であると思うんですけれども、少なくとも長期振興計画ですから、振興するということは、所得が減れば振興とは言えないと思うんです。その中で、TPPの影響もあるわけですが、TPPが農業に与える影響というのは1,529億となっておりますね。単年度でこれだけの影響が出るということじゃないんですか。

○上杉農政企画課長 先般出しました1,529億円につきましては、単年度でそれだけの影響が出るという農水省の試算に準じてやっております。

○緒嶋委員 それを前提とした場合に、来年の1月に、振興計画で将来の所得等も含めた設計図ができますか。

○上杉農政企画課長 TPPの影響なども加味

した計画をつくるべきじゃないかという御指摘だと思っただけなんですけれども、御案内のとおり、今、TPPにつきましては、昨日でございますけれども、国のほうで初めて再生推進本部が立ち上げられて、御承知のとおり、来年6月に基本方針、10月に行動計画を策定するといった運びになっております。そういった議論はもちろん並行してあるんですけれども、今現在、本県の農業・農村長期計画の課題として整理したものににつきましては、TPPの議論とは、参加するかどうかは切り離して、これ自体そもそもやっていかなくちゃいけない計画でございますので、とにかくここに書いてあるような、もうかる農業を実現しますとか、循環型社会への貢献とか、こういった視点というのは、TPPの議論が始まる前から、いずれにしてもしっかり県としてやっていかなければならない視点でございますので、それはそれとしてしっかり長期計画を策定していくということで今作業を進めているところでございます。

○緒嶋委員 この計画は少なくとも議会が承認せにゃいかんわけですね。そうなれば、5年後を含めて実現可能でなければ、我々としてもなかなか受け入れがたいものが出てくると。そうなれば、国の方針もわからんままに、結論が来年の6月というけど、それで結論が出るとは私たちは思っていないわけです。そうなれば、この計画はもうちょっと延ばすということはできませんわけですか。振興計画というのは23年から27年までというのは、法的にやらないやならないという計画なんですか。

○上杉農政企画課長 県の長期計画につきましては、別に法令に基づいてやっているわけではございませんので、県のほうで策定する期間を決める余地はあるんですけれども、一つは、も

ともこの長期計画につきましては、農政水産部は、昨年度、平成21年度に見直しをするところであったわけです。そういった中で、庁内の方針で、県全体の総合長期計画と合わせようという形で、昨年度からことしに延びたわけで、全体の計画の始まりの時期の整合性という問題が1点ありますのと、もう一つ、先ほど申し上げましたけど、ここにいろいろ課題なり将来像として記載してありますものは、TPPに参加するかどうかはともかくとして、もともとは平成21年度にしっかりやらなくちゃいけない、早く打ち出さなきゃいけないものでございましたので、これはこれとしてしっかりやっていくと。ただ、御指摘のとおり、TPPの関係で、まだ国のほうの施策も全くわかりませんので、そういったものの出方によっては、もちろん一度出した計画を全面的に見直すようなこともやっていかなければならないのかなというのは、我々としても考えているところです。

○緒嶋委員 そういういろいろな想定がまだ不明確なものがあれば、1年延ばしてでも、確実性のあるものじゃないと、1年前に出して、来年の3月承認しても、また1年後には変更せざるを得んこともあり得るわけですね。21年につくっておけばよかったというが、つくっていかんのは行政のほうですから、私たちに責任があるわけじゃない。そういうことを考えれば、慎重にいかないと、ただ絵にかいたもちではだめではないかと。特に口蹄疫等の影響が2,350億円ですか、そういうことも加味すれば、振興計画といっても農業所得がふえる要素というのはなかなか難しいわけです。TPPで3,200億円が1,500億円になるかもわからん。極端にはならないにしてもいろいろなことを考えると、ほかの長期計画との整合性をとりたいというのはわ

かるけど、慎重にいつてしかるべきじゃないかと。全国的には4兆1,000億円ですか、農業で影響が出ると試算されておる中で、本当に来年の1月までにそういういろいろな不確定要素を加味して計画が立てられるのかなと。立てられると言われるから、それを見なきゃわかりませんが、そういう懸念があればもっと慎重に構えて、長期計画は、いろいろな情勢を考えた場合には1年延ばしてでも慎重に進めたほうが、みんなの理解が得られると思うんです。ほかのに合わせてやって本当に振興計画になればいいけど、時間的に間違いなく我々が納得するようなものが出てくるということですね、課長から見れば。

○上杉農政企画課長 御指摘のような懸念は我々も実は持つておるわけですがけれども、いずれにしましても、そういった不透明なところがある中で、我々といたしましては、県議会のほうの責任じゃないんですけれども、本来喫緊に取り組むべきいろんな課題がある中で、計画をしっかり出してやっておきたい部分がございますので、そこは早目に出したいと。もう一つ、残された時間は余りないわけですがけれども、その中で、国の動きを見ながら盛り込めるものは盛り込んでいくというふうに、今のところ我々としては考えるところです。

○緒嶋委員 特に今度は知事もかわるわけです。1月21日以降にしか新しい知事は就任しないわけです。そうなりますと、1月末までにまとめるといっても、新たにアクションプランで変更しますということになるのかもしれませんが、そういう点も考えたら、今、宮崎県は異常な事態であろうと思うんです。口蹄疫を含めて。そうなれば、みんなが納得するような計画が本当に1月までに立てられる可能性があるの

かという懸念です。懸念はありませんと言われてれば、わかりましたといってその計画を見せてもらわにゃ仕方がないので、そこあたりが大丈夫かという、逆に皆さん方の立場に立って心配しておるわけです。大丈夫ですか。

○上杉農政企画課長 繰り返しになりますけれども、我々としてももちろん懸念しているところはあるんですけども、先ほど申し上げたような流れでとりあえず進めたいというふうに考えております。ただ、県民政策部のほうともその辺も含めて、今、御指摘いただいたような点はしっかり伝えて、考えていかなければならないというところもございますので、その辺もしっかり伝えていきたいと思っています。

○緒嶋委員 5年先にどういふ日本の農業の形になるかというのは、まだ政府自体が決め切らんと思うんです。そういう中で5年先の宮崎の将来ビジョンはこうなりますということを県が本当に打ち出せるのかなと。また、我々県議会が同意できるものが出てくるのかなという心配をするから、1年ぐらい延べばある程度めども立つし、TPPの修正もあり得るのかもわからんし、いろいろな意味で。そういうことを含めたら、拙速という言葉がありますが、拙速に物を考えることのほうがかえって将来に問題を残すんじゃないかという気がしてならんので、皆さん方の立場も考えながら私はそういう懸念を持っておるし、また机上の空論でもいかんわけです。あらゆるものが、可能性を含めて、具現性を含めて、説得力のあるというか、納得するような計画になるかという心配を持っておりますので、県民政策部とも十分考えながら、これは漁業振興計画も同じことですけども、ほかのに合わせればいいというような内容の農業振興計画というのは大変難しいから、ほかの環境

計画とかはある程度わかりますけど、農業の場合は、宮崎県の将来がどうなるかわからんとみんなが心配しているわけです。そういう中でいいかげんな計画が上がってきたら、県民が不幸になるわけです。そういうことを含めて、農商工連携を含めすべての職場に影響の出ることだから、慎重にやったほうがみんなのためになるんじゃないかという気がしてならんわけです。そういうことを十分相談して、今度の緊急的な、こういう突発的なことも生まれてきたわけですから、21年度からの準備とは全然違ったものが出てきたという前提で考え直したほうがいいんじゃないですかということで、皆さん方が努力されておることを否定することじゃなくて、もうちょっとそれに重みのあるような形で計画を立てられたほうがいいんじゃないですかという私の思いであります。以上です。

○榎藤委員 常任委員会資料の21ページなんですけど、ワクチン接種農場の補償というのが109億円ですか、大きいわけではありますが、調査報告資料等を見ますと、遅きに失したんじゃないかという意見もあるんです。本県においては、知事あたりは、打たなくてもよかったんじゃないかというような意見を言っている箇所もあります。いろんな報道等で。農政水産部としては国と議論して一致点を見出さなければいけないんですが、今回のような不幸があっただけじゃないかという意見も言っている箇所もあるんですが、今回のような不幸があっただけじゃないかという意見も言っている箇所もあるんですが、専門としての農政水産部としてはどういふふうにご考慮されるか。

○岩崎家畜防疫対策監 今回の口蹄疫のワクチンの接種ですけども、131例目、5月19日に決定しまして、22日から始めたんですが、結果としては、リングワクチンも含めまして、ワクチ

ン接種で抑えられたんじゃないかというふうに考えております。大多数の専門の先生方もそのような意見を持っておられます。ただ、接種の時期につきましては、検証委員会のほうで、ちょっと遅きに失したんじゃないかというような御意見はございます。

○権藤委員 これは民間の、港でありました泉谷さんが来たときなんかでも、無理に牛を殺しても無駄だ、みたいな発言があったりしたんです。いろんな人がいろんなことを言うのはやむを得ないんですが、発生の状況を見て、多分専門家としては遅かったというような指摘だと思います。それは県が決めるわけにもいかないし、国と相談してやらにゃいかんわけですが、件数等もこれが一番大きいような気がしているんですが、早くやればもっと少なく抑えられたんじゃないかというのが調査委員会の意見かなというふうに思っているんです。全国からは、宮崎県の意見とかマニュアルとかそういうのを注意して見ているわけです。そういうものについて、今後は何らかの協議機関をつくってそこで意思決定していく。国は国の意見があるでしょうし、現地は現地の意見があるでしょうが、そういうことを今後の運用面とかマニュアル面でうまく表現される……。実際、再発はあってはならんことですが、既に韓国でも発生しているということで、そこら辺がスピーディーに判断ができるような形にしておいていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○岩崎家畜防疫対策監 防疫の方針につきましては、牛豚等疾病小委員会というのが数回開催されまして、その中で専門家の方々が、防疫方針の転換、ワクチン接種すべきかどうかという形で、その牛豚等疾病小委員会の意見を受けて、

国のほうから指示があつてワクチン接種したんですけれども、ワクチン接種につきましては、補償の問題なり、あるいはワクチンを打つことでのキャリアの問題、清浄国の問題等もあつて、牛豚等疾病小委員会としても慎重に対応せざるを得なかった状況はあつたかと思ひます。国の検証委員会のほうでも言われておりますけれども、今後、発生した際には、専門家が即現場に入って、防疫の状況を見ながら、防疫方針を即座に決定するような仕組みを提案されておりますので、それに沿った形で国のほうも法の改正がされる、あるいは防疫指針の改正がなされるかと思つております。

○権藤委員 それから、4の(2)のところで、先ほども出たんですが、点検のための農場巡回を実施予定と書いてあるんですが、これは人材派遣会社を経由しての48名の調査というものだけなのか。今後はそういうのをやっていきますよと、発生していないときも、例えば1年に1回はやりますよとか、そういうニュアンスがあるのかどうか。

○児玉畜産課長 (2)に書いております農場巡回の実施予定というのは、先ほど説明いたしました48名の雇用ということで書いてございます。その後の対応につきましては、今回は緊急を要するというので臨時的に雇用してやるわけでありまして、その後につきましては、家畜保健所なり、農林振興局、普及部門、そこあたりと連携してチェックなり指導はしていきたいというふうに考えております。

○権藤委員 次に、22ページの観光振興策などについては、商工観光労働部が所管してやっていくということでしょうけど、こういった計画等についても、いつごろまでにどういうことをというのは、農政としては知っておく必要もあ

るんじゃないかと思うんですが、今のところはまだ具体化していないのでしょうか。

○**児玉畜産課長** 所管しております県民政策部のほうに問い合わせしてみたいんですけども、現在のところ、まだはっきりした回答はもらっていないところです。

○**権藤委員** 仮定の議論で、余り縁起のよくない話になるんですが、今、埋却地というのは、先ほど来、その土地の引き受け手があるかみたいな議論もあっているところですが、既に韓国で発生したということになると、次、発生してはいかんわけだけど、そういう土地なりの考え方としては整理していなければいけないんじゃないかと思うんです。何年間かはその土地は使えんよということになると大変問題が難しくなってくるんじゃないかと。共同化していかないと土地がないとか、そういう問題もあるんじゃないかと思うんです。これは仮定の話で恐縮ですが、一応はどんなふうに現時点では判断せざるを得ないのかということですか。

○**児玉畜産課長** 埋却地につきましては、基本的には農場の周辺あるいはその近隣というのが一番ベストであろうと考えておるところでありますけれども、個人でそういったところが確保できないという場合に、今回の口蹄疫特措法にありますけれども、国にしましても、地方公共団体にいたしましても、確保のための努力義務というのが課せられておるわけでございますので、特に県といたしましては、市町村と連携しながらそこ辺は今後詰めていきたいというふうに考えております。

○**福田委員** 長計の問題で緒嶋委員からございましたが、実は我が会派の党議でかなり突っ込んだ意見交換がなされまして、ぜひ常任委員会ではそういう発言をするようにということでご

ざいました。

農政企画課長の説明をずっと聞いておりました、なかなかこれは難しいなという思いをいたしたわけでありますが、私も長く農政を見ておりまして、なかなか長期計画どおりの農政の展開というのはできなかつたわけですね。正直言ってできなかつた。私どもも力がなかつたと思います。そこにこういう問題が降ってわいたわけでした、今度はT P Pの問題も絡んできますし、口蹄疫……。

口蹄疫終息後、農政水産部のほうでいろんな処方せんをお出しになりました。その処方せんは極めてよく勉強されて書いておられるなと思って感心をしておるんですが、その処方せんがこの長計の中にしっかり落とし込まれておるんだらうかなということをもまず考えました。文面からしかうかがい知ることができないんですが、例えば、今回、児湯地区に集中発生した口蹄疫の問題で、農業上の産業構造の転換ということを大きく書いておられました。その辺の問題。それから、午前中は林務の関係がありましたが、林務は関税の問題はとっくに終わっているという感覚のようでした。わずか2億6,000万ぐらいの影響でしたから。農政の分野においては今からでございまして、特に本県は57~58%のウエートを持つ畜産が、今までは関税で守られてきておるんです。一方、野菜はほぼゼロ関税に等しいですから、実力をつけてきておるのかなと考えるんです。その辺からもしっかり産業構造の内容を転換していただきたい。

私は、反省点でずっと見るんですが、例えば児湯は、畜産をやる前は、オレンジベルト地帯、黒木知事時代で、私どもが若いころですが、これをやろうということで、南九州ナンバーワン、九州ナンバーワンのオレンジ地帯をつくること

で計画をし、ジュース工場等も規格外を処理することで立地したんです。ところが、それから間もなくオレンジ果汁の自由化に遭遇しまして、見る影もなくなってしまうました。これは私どものいい体験だと思います。それから、米にしましても、本県はかつては二期作をやって、早期米の優位性で売り込んできたんですが、これもやはりなくなってきた。

そういう現実を直視しますと、緒嶋さんも言われたとおり、もう一回宮崎県農政の足元を見詰め直して長計を組まないと、まさしく執行部も県議会も何をしておったかと、こういうことを言われかねないと思いますから、あえて同じことを申し上げますが、発言しました。

続いて、口蹄疫からの再生・復興の取り組みであります。これも何回かお話を申し上げましたが、実は今回の口蹄疫で一番処理が難しかったのが、私は、企業畜産の関係だったと思います。ここにやっぱり大きな蔓延、あるいは処理の困難さを見たと思います。そこで、再生・復興に向けた取り組みで、特定疾病のないモデル地区を児湯地区に設定されるようになっておるんですが、ここで、そういういろんな物議、困難をきわめた企業畜産がしっかり組み込まれて再生・再興の話し合いがなされておるかどうか、この辺は一つ確認しておきたいと思うんですが、部長、いかがですか、それは。

○高島農政水産部長 今回の反省の中にいろいろあるわけですが、御指摘の件も私どもは十分承知いたしておりまして、ぜひ取り込んだ形で一体となって地域とともに歩いていくと、そういう姿勢を見せていただこうと、そういうふうに私は思っております。

○福田委員 今、畜産イコール農家ではないと私は見ているんです。例えば牛については畜産

イコール農家でいいと思います。豚とか鶏は7割近いものが企業ですから、実際の実態は。ここを放置しますと、なかなか行政のコントロールがきかない。この点はくれぐれもお願いをしておきたいと思います。

それから、もう一点、韓国の問題が出てきたから、またぞろ心配になってまいりまして、万が一再発した場合、この体制が、反省して、こういうふうになりたいということでおっしゃっているわけではありますが、県段階、市町村段階、この辺はしっかりした、先ほどの見回り巡回ではありませんが、実務経験を踏まえた者が対策本部に入っていないと効果が上がらないということを、現場の行政関係者、農業団体関係者からも盛んに言われました。幸い私はそれを聞いておりましたから、宮崎地区ではわずかでございましたが、ワクチン処理でしたからそんなに恐れることはなかったんですが、極めてスムーズでしたね、埋却地の選定等について。私なんかも生産者を連れて市長室に乗り込んでいくということで。ですから、この2点、企業畜産の問題と、万が一を考えての対策本部のあり方をもう一回、そういう問題が起こることを想定したくないんですが、ぜひ取り組みを開始していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○高島農政水産部長 本会議の一般質問の中でもお答えいたしましたけれども、私どもが今後やることは、検証委員会の対応を受けてやらなければならないことはたくさんあるわけなんですけれども、対応のときの組織ですね、大規模になった場合、対応できるようなシステムを早目につくっておくと。早急に対応し切れなかった部分がたくさんございますので、これはやっていかなければならないと。それをきちんとし

た形でシステムとしてつくり上げておく。そういうような形で今後早急に検討を進めていかなければいけないと、十分に承知をいたしております。

○**福田委員** どうぞよろしく願い申し上げます。

○**徳重委員** 口蹄疫が韓国で発生したということで、我が国の対応ということで①、②とあるわけですが、この程度の話では非常に心配だなと思うんです。安東市で牛も1頭発生したということですが、今、韓国に旅行する人は非常に多いわけですから、そのことを考えたときに、防疫体制というのをもう少し強化すべきじゃないかと。宮崎県独自の対応を考えるべきじゃないかなという気がしてならないんです。我が国の対応については①、②という形で、靴底の消毒等を徹底されるということですが、それだけでは不十分じゃないかと思うんですが、いかがでしょう。もう少し強固な、例えばこの地域に旅行する人は旅行場所を変更するなり何なりしてくださいとか、特に宮崎県の場合、そういう気がしてならないんですが、何か考え方がありますか。

○**岩崎家畜防疫対策監** 今回、韓国でまた口蹄疫が発生しまして、我々も本当に心配しているところでございますけれども、国の疫学調査チームが中間取りまとめを出しております。その中で、今回のウイルスの遺伝子解析をすると、今シーズンに発生しました韓国あるいは香港、ロシアと株が近縁であるということで、最終的に侵入の原因は特定されておられませんけれども、少なくともアジア地域から、これら口蹄疫の発生した国から、人あるいは物を介して我が国に侵入した可能性が非常に高いということがございます。そういう意味では、今の現状でいきま

すと、水際対策が一番重要なということで考えているところでございます。その水際対策につきましては、宮崎県でできる部分、例えば宮崎空港とか港等については、再度行って強化に向けてお願いをしているところなんです、実際の水際対策ということになりますと、やはり国家防疫という観点から、国の動物検疫所等々に水際対策の強化を再度お願いするという形で今のところは考えているところでございます。

○**徳重委員** 今おっしゃるように、国に対してお願いするという程度でこのまま終わってしまって、もしも入り込んだときにはどうすることもできないわけですね、結果論として。宮崎県独自でやはりここ1カ月ぐらいでも徹底した防疫体制をしっかりとっていく必要があるんじゃないか。今、課長がおっしゃったとおり、物か人か、想定されることが出ているわけですから、行き来があるということは可能性があるというふうに思っています。ならば、宮崎県は特別にやっているぞという範を示すべきじゃないかと思うんですけど、いかがでしょう。

○**岩崎家畜防疫対策監** ここには書いてございませんけど、現状の取り組みと申しますか、まだ協力の状況でございますけれども、海外からのプレイヤーの方が、オフシーズンになりますと宮崎に大分入ってこられますので、宮崎県ゴルフ場の経営者協議会に、クラブハウスでの出入り口の消毒マットの設置とか、あるいはゴルフシューズの靴底に付着している土の除去をお願いすることとしております。あわせて、漁港等につきましては、改めて出入り口での消毒マットの徹底について、あるいはホテル等含めましてお願いする予定としているところでございます。

○**徳重委員** 今、予定とおっしゃいましたが、

予定じゃなくて即実行していただいて、二度と口蹄疫が侵入しないように格段の努力をしてほしいとお願いしておきます。

○高橋委員 関連ですけど、当然、九州各県も防疫体制強化に乗り出したということなんですね。

○岩崎家畜防疫対策監 詳細は聞いておりませんが、当然防疫体制の強化はしていると考えております。

○高橋委員 最近、クルーザー寄港がはやっているらしくて、中国とか、韓国までは記憶していませんけれども、九州がそういうお客さんを呼び込む。中国大陸から、韓国から。ある意味、宮崎県以外も同じように防疫強化に乗り出さんといかんがと思って質問しました。

あと一点は、これは関係ないんでしょうが、漁港ですよ、漁港も大小あると思うんです。南郷は遠洋基地ですけど、そういったところは防疫の指示とか押さえなくてもいいものなんでしょうか。

○鹿田水産政策課長 本県の漁港ですけども、本県の漁業の形態を考えますと、外国の港に寄港して本県の港に帰ってくるという船はほとんどありません。遠洋のマグロ船が5隻程度海外で操業しておりますけれども、その漁船も本県の港に直接入ってくることはありませんので、韓国で発生している口蹄疫の問題という観点から見れば、大きな危険というか脅威はないのかなと考えております。

○高橋委員 大きな危険はないということは、絶対的に……。啓発はしておいてもらってもいいんじゃないでしょうか、各漁協に。お願いいたします。

○十屋委員長 今のは要望ということで。ほか。

○星原委員 今、韓国の関係が出ているのであ

えて申し上げたいんですが、外国旅行するときに、危険な地域にはレベル1とか2とか3とか決めてやっていますよね。防疫のこういう面でも、近隣諸国で発生したときはこの辺のレベルまでやるんだと、そうでないときは定期的な云々とか、そういったものをぴしっと決めて、農家の指導も緊張感を持たせるといった形を考えていかないと。ただ通り一遍に指導したとか、情報を周知したとなってますけど、今現在発生してこういう状況だと伝わってきたときには、この程度までのことは周知徹底させるとかそういった基準を決めて、それぞれ、旅行者は旅行者、行ったり来たりする人はそういう人、農家は農家、あるいは地域のいろんな関係の人、そういったものを宮崎県版でつくって、諸外国で発生していない状況のときは落とせばいいだけの話で、そういったものまで方法を決めてやることも大事じゃないか。そうすると、危険がどの程度迫っているというのも、ある程度そういうことから情報発信できるんじゃないか。マスコミを通じたりいろいろして。そうやっていると、単純に、こういうことが発生していますというだけだと、消毒にしてもどの程度までどうすればいいのか。そういうものが1点。

宮崎は2回目の口蹄疫が発生したわけですから、前回の10年前のときの経験者の人たちがどれぐらい、今回の対策チームの中でいろんなことを引き継いでされていたのかどうかわかりませんが、鳥インフルが出た、口蹄疫がこうやって出てくる。これからはいつ出てくるかわかりませんから、そういう面のプロフェッショナルというか、そういう形のものもどこかに設けて研究・検討していくことが大事かなと思うんですが、そういうことについての考えというのはないものなんですか。

○岩崎家畜防疫対策監 まだ手をつけたばかりでございますけれども、基本的には、県の検証委員会の報告を踏まえてマニュアルを改正する予定にしております。その中で、今、委員がおっしゃいました段階的な、フェーズ1、フェーズ2等々含めたマニュアルをつくろうかというふうに考えております。今回の口蹄疫のときに、5月18日に非常事態宣言を知事のほうから出してもらいましたけれども、そういう段階的な、前の状況とか含めたものをぜひつくりたいというふうに考えております。

それから、プロフェSSIONALの話でございますけれども、今回、口蹄疫の発生では、口蹄疫の専門の方がいらっしゃらなかったのは事実のようでございますので、今後その辺も含めて国のほうも前向きに対応するということを聞いておりますので、プロフェSSIONALの育成については非常に重要なことと考えております。

○星原委員 よろしくお願ひします。

○緒嶋委員 今回の口蹄疫の場合は、口蹄疫対策特別措置法でワクチン接種の対応をされて何とか防いだわけです。国に対して、家畜伝染病予防法を含めて法律改正を早くやってほしいという要望ですね、法律も改正しないうちにまた発生するおそれもあるわけです。その要請ほどの程度されておられるわけですか。法律は改正しなくていいと思っておるんですか。

○上杉農政企画課長 今回の発生を踏まえまして家畜伝染病予防法または口蹄疫対策特別措置法の見直しにつきまして、国の検証委員会の中間取りまとめがこの前出ましたけれども、御案内のとおり、中間取りまとめが出る前に、我が県の検証委員会との意見交換を2回ぐらい直接やって、うちのほうの意向をお伝えしているところでございます。今のところ、来年の通常国

会のほうに、口蹄疫対策特別措置法の内容を家畜伝染病予防法の中に入れ込むような形で見直しをするということで検討がなされていると聞いております。

○緒嶋委員 この特別措置法は時限立法ですから、ずっといくわけでないし、ぜひこれは来年の通常国会では、与野党いろいろ言うことなく通していただきたい。

それと、宮崎大学に農学部獣医学科があるわけでしょう。大学が地域貢献をどうするかというのが今問われておるわけです。そのあたりを宮大とも話して、地域貢献できんような大学なら必要ないと私は思う。地域貢献をいかにするかという連携の中で行政とお互いタイアップしてやるという動きというのはどの程度進んでおるわけですか。

○岩崎家畜防疫対策監 宮崎大学につきましては、今回の口蹄疫を受けまして、組織の中で口蹄疫を——具体的には、海外悪性伝染病を前提とした取り組みの体制ということで取り組まれているというふうに聞いております。

○緒嶋委員 宮崎大学農学部があつて、畜産学科があつてよかったとみんなが思うことが必要だし、また、そのことでマニュアル的にも充実したものができたというふうに持っていく必要があると思います。そのあたりの連携も十分とりながら、お互い努力していただく必要があると思いますので、要望しておきます。

○押川農政担当次長 今回の件に関しましては、宮崎大学も口蹄疫に関しまして非常に興味を持っています。ですから、今度の土曜日、11日でしたか、宮崎大学のほうでシンポジウムを開催されると。そういった動きで、学長以下、口蹄疫に関しては協力体制を持つという話です。

それともう一点は、今、食料問題、人獣共通

伝染病、こういったものが、医学、獣医学をまたぐ形であるというのが現状だというふうに考えています。今回、宮崎大学は全国で初めて、医学獣医学総合研究科という博士課程をつくっています。今年度から募集されて、30名ぐらいの学生が博士課程を学ばれています。医学の地域医療のスペシャリストをつくっていく、獣医学も専門的な方をつくっていく、そして医学と両方またぐような研究課程、ハイレベルな形で研究をやっていくという研究科がつくられましたので、そういうところで十分検討していただくという話も伺っております。きのう実は菅沼学長とお話ししまして、そういう話が出てまいりましたので、そういったところは大きく我々としても連携しながら、また、向こうに情報提供しながらやっていきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 ぜひそれを進めてほしいと思いますし、やはり獣医そのものが不足しておることでもありますので、採用の中で獣医をふやすということが絶対今必要だと思うんですね、体制を整えるという意味で。そのための陣容というのは、農政水産部として人事課あたりには十分要請して、一人でも多く、今度途中から2人採用されたわけですので、来年度新規採用をできるだけ充実するように努力してほしいと要望しておきます。

○十屋委員長 ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、その他何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。執行部の皆様は大変お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後 3 時11分休憩

午後 3 時14分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。あす2日に採決を行うこととし、再開時刻を13時30分としたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか何かありませんでしょうか。

暫時休憩します。

午後 3 時14分休憩

午後 3 時15分再開

○十屋委員長 再開します。

以上をもちまして、本日の委員会を終わります。

午後 3 時15分散会

平成22年12月2日（木曜日）

午後1時32分再開

出席委員（9人）

委員	長	十屋	幸平
副委員	長	河野	安幸
委員		緒嶋	雅晃
委員		福田	作弥
委員		星原	透
委員		権藤	梅義
委員		徳重	忠夫
委員		高橋	透
委員		岩下	斌彦

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議事課主査	花畑	修一
政策調査課主査	坂下	誠一郎

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、一括して採決いたします。

議案第1号及び議案第7号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号及び議案第7号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいた

します。環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査につきましては、引き続き、閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目として特に御要望はありますか。

暫時休憩いたします。

午後1時33分休憩

午後1時34分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのようにいたします。

暫時休憩いたします。

午後1時34分休憩

午後1時39分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

1月27日の閉会中の委員会につきましては、調査をするという方向で御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのようにいたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 以上で委員会を終了いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後 1 時39分閉会